

APPENDIX - B

工業開発促進へ向けての諸改革

目次

B.1 経済改革の新段階に備えての諸教訓	B - 1
1) ヴィエトナムにおける改革の新段階	B - 1
2) アジア諸地域の経済発展要因	B - 1
3) 中国および中欧諸国における移行経済	B - 3
B.2 改革の新たな段階へ向けての基本原則	B - 6
1) 新段階において克服すべき主要課題	B - 6
2) 「ショック療法」と「漸進主義」	B - 6
B.3 国有企業改革	B - 7
1) 改革の背景	B - 7
2) 国有企業改革及び民営化／株式会社化の進捗	B - 8
3) 改革のあるべき方向	B - 11
B.4 金融改革	B - 17
1) 金融改革の現状	B - 17
2) ヴィエトナムにおける銀行	B - 19
3) ツーステップローン	B - 20
4) 問題点と解決の方向性	B - 23
5) 金融改革の経済に及ぼす効果	B - 28
B.5 税制改革	B - 29
1) ヴィエトナムにおける租税	B - 29
2) 政府歳入の動向	B - 31
3) 税制改革の方向性	B - 32
4) 提言	B - 32
B.6 行政改革	B - 35
1) 基本方針及び進捗	B - 35
2) 行政改革の方向	B - 35
B.7 鋳物工業の再編成手法（ケーススタディー）	B - 39
1) ケーススタディーの背景	B - 39
2) 再編成案	B - 40
3) 再編成の工程	B - 40
4) 再編の効果	B - 41

表

表B.01 1人あたりGDPの各国比較	B - 42
表B.02 1人あたりGDP、GDP成長率の地域比較	B - 43
表B.03 1人あたりGDP及びGDPの成長率比較	B - 44
表B.04 GDP成長率の変化(1970-80及び1980-92)	B - 45
表B.05 各国の産業別GDP	B - 46
表B.06 GDP及び輸出額の各国比較	B - 47
表B.07 輸出伸び率(1970-80年、1980-92年)	B - 48
表B.08 中歐と旧ソビエト連邦各国の経済指標	B - 49
表B.09 金利の動向	B - 50
表B.10 ヴィエトナムの銀行	B - 51
表B.11 財務指標数値の比較—国営商業銀行および非国営商業銀行	B - 52
表B.12 国営商業銀行の財務指標数値の比較	B - 53
表B.13 財務諸表—ヴィエトナム工商銀行(Incombank)	B - 54
表B.14 財務諸表—ヴィエトナム投資開発銀行(IDBV)	B - 55
表B.15 ヴィエトナムの租税の概要(1/2、2/2)	B - 56
表B.16 中央政府と地方政府による租税収入の配分	B - 58
表B.17 政府歳入の推移	B - 59

図

図B.01 産業別GDP構成	B - 60
図B.02 国有企業改革／民営化促進の流れ	B - 61
図B.03 国営企業の民営化／株式化の方法	B - 62
図B.04 提言事項の相関関係図(金融改革)	B - 63
図B.05 提言事項の相関関係図(税制改革)	B - 64
図B.06 行政改革の流れ	B - 65

APPENDIX - B

工業開発促進へ向けての諸改革

B.1 経済改革の新段階に備えての諸教訓

1) ヴィエトナムにおける改革の新段階

1986年に、ヴィエトナムは「刷新政策」を採用し、中央集権的統制計画経済システムから市場経済システムへの転換と貿易・投資面での対外開放を決定した。その後、移行に伴って発生したハイパーインフレを鎮静化し、為替レートの安定を取り戻して、1994年には、安定成長を目指す改革の新たな段階に入った。この段階での主要課題は、国営企業の改革と経済成長の加速である。

一般に、中央集権的計画経済体制から市場を基礎にしたシステムへの転換は、以下のようないくつかのステップに分けることができる。

- a) 移行原則の明確化
- b) 法体系と行政システムの整備
- c) マクロ経済の均衡維持と移行に伴う社会的混乱の収拾
- d) 国営企業の民営化促進
- e) 市場機能の有効活用（競争力の強化）
- f) 対外貿易の振興（輸出振興と国際収支均衡）
- g) 課税・貯蓄・融資システムの確立（政府の財政システムの合理化を含む）

ヴィエトナムは、[a] [b] [c] の段階をすでに経過し、1995年には、[d] [e] [f] [g] の段階に入りつつある。なおまだ改善を要する前段階の課題を残し、移行に伴う社会的葛藤も未だに克服したとは言えない状況にはあるが、主要な課題は [d] 以降に移りつつある。この新たな改革段階における諸課題への対応策を考えるにあたっては、工業先進国や「四小竜」といわれる国・地域を含む東アジア諸地域、さらにはハンガリー、チェコ、中国といった移行経済過程にある国々の経験を役立てることができる。

2) アジア諸地域の経済発展要因

(1) アジア諸地域における経済発展の実績

近年にあつては、東アジア、東南アジア諸国の経済発展が世界各国の関心の的となっている。表B.01には、比較的人口規模の大きな国々の人口一人当たりGDPおよびGDP成長率が示されている。同表の下欄には世界各国をいくつかのグループにまとめて同じ指標を示してある。そのうち「東アジア太平洋地域」は、人口において世界の31%を占めているが、1980年から1992年にかけてのGDP成長率は7.7%、人口一人当たりGDPの成長率は6.1%と極めて高い水準を記録している。特に韓国、中国、タイ、香港、シンガポール、マレーシア、インドネシアの成長率は、1970年代（1970～1980）、1980年代（1980～1992）のいずれにおいても相対的に高い成長率を達成している。こうした経済的繁栄の実績がアジア諸地域への関心を高める要因になっている（表B.02、B.03、B.04参照）。

(2) 経済成長要因としての工業開発

表B.05および図B.1は、アジア諸国経済の急成長が工業化を通じて達成されたことを示している。これらの国においては、経済成長過程において、資本と人的資源が工業部門に投入されてきた。経済成長の初期段階においては、GDPの構成は農業部門が卓越していたが、成長の過程では、次第に工業部門の比重が大きくなり、その結果、工業化の成熟段階に達すると、産業構造はサービス部門に傾斜するようになる。工業化前段階では、小規模な地方市場志向型工業が存在するが、それはまた、工業原料に供される天然資源や農林漁業産品等の輸出によって外貨を獲得する経済でもあり、獲得された外貨は多くの場合、工業製品の輸入に充当される。歴史的経験からみると、輸入に向けられる外貨は、輸出で獲得される外貨を上回り、その結果として国際収支は赤字に傾きがちである。工業化初期段階において国際収支の均衡を維持するには、資源加工型工業を振興するとともに、国内市場志向型工業の育成する必要がある。換言すれば、それは、輸入工業製品に高関税を課すなどの手段を通じて、国内工業生産を保護することを意図する輸入代替型工業開発戦略である。多くの工業化された経済は、多かれ少なかれ輸入代替戦略を経験してきている。この戦略は国内産業を振興する上で有効ではあるが、時には世界市場における競争力の強化を妨げる。従って、過剰にあるいはあまりに長期間にわたって輸入代替政策に拘泥することは、国民経済の持続的成長にとって有害である。工業化初期段階において重要なことは、輸入代替手段とともに先進技術を導入することによって国内産業の効率を高め、企業間の競争を刺激し続けることが重要である。政策体系がたえず競争刺激적であるかぎり、国内産業の国際競争力は強化され、その製品の輸出能力は向上していく。

(3) マクロ経済の安定と政策の信頼性

物価、金利、賃金、為替レート、関税等の安定した水準を維持することは、政策の一貫性と透明性ととともに国民経済の発展の基礎条件である。経済的安定は政治的安定に依存する。アジア諸地域の経済発展の経験は、マクロ経済の安定、政治的安定、政策の一貫性の重要性を証明している。ベトナムが比較的短期間のうちにハイパーインフレを克服し、通貨の安定を維持していることが、投資家のベトナムへの高める要因になっている。マクロ経済の安定、政治的安定、政策の一貫性は経済発展および工業開発の基礎条件である。

(4) 教育水準と人材供給

世界銀行の報告書「東アジアの奇跡」は、アジア諸地域の経済発展における教育の役割の重要性を強調している。表B.05の最終欄に示したように、低所得経済の文盲率が中所得・高所得経済に比べて高いことがわかる。タイ(7%)、フィリピン(10%)などのアジア諸国は、低・中所得経済に属しているにもかかわらず、文盲率が低いことが注目される。香港、シンガポール、韓国の文盲率は5%である。低文盲率(高識字率)は、工業化に大きく貢献するものであることから、ベトナムの識字率の高さは、工業開発を推進する上で有利な条件である。ことに工業生産の生産性向上に有利な条件であると考えられる。

(5) 貯蓄率と資本供給

経済発展を達成したアジア諸地域では、政府はさまざまな政策手段によって貯蓄を振興してきた。所得の上昇と高い貯蓄率とは、価格と金利の動向によって実現された。仮に価格が不安定でしかも預金金利よりも高率で上昇していれば、人々は貯蓄しようとはしないであろう。経済発展に成功したアジア諸国では、金利は物価上昇率より高い水準を維持し、しかも安定していた。こ

の高い貯蓄率は、企業に潤沢な投資資金を供給することによって工業化の促進に貢献したと言える。成功した経済では、高貯蓄・高投資・経済成長が連携していた。一方、ヴェトナムの状況を見ると、貯蓄水準・資本蓄積水準は工業開発を促進するには、なお低水準にある。

(6) 外国投資と技術導入

経済発展を達成したアジア諸地域は先進技術の導入に多大の努力を傾け、先進国経済に追いつこうとした。工業化の初期段階で、政府は外貨の使用を厳しく規制したが、企業が先進的な機械・設備や工業生産のための知識を導入することを目的とする外貨使用については制限を緩和した。また、政府は先進技術への投資に対しては優遇税制を適用し、また、企業に対する法人税は比較的低い水準を維持してきた。これらの政策手段は企業が新たな投資に振り向けることのできる内部留保を蓄積することを可能にした。またこれらの地域は外国投資を積極的に受け入れ、外国企業は海外市場、就業機会と所得、経営ノウハウ、革新的な生産技術をこれらの地域にもたらした。

(7) 輸出志向型政策体系

一方、国内企業は外国技術と経営ノウハウを熱心に吸収し、互いに競いあって彼らの製品を海外市場に輸出することに努力した。政府の輸出産業振興政策は、あくまでも補完的なものではあったが、輸出産業優遇政策は工業化途上では必要不可欠であった。表B.06および表B.07には、1970年代（1970～1980）および1980年代（1980～1992）における各国の輸出成長率が示されている。表には、10%以上の輸出成長率を達成した国が7つあるが、そのうち4ヶ国がアジア諸国であることが特筆される。輸出が工業化と経済成長に重要な役割を果たしたことは明白である。

(8) 産業開発政策

経済運営に関するアジアのシステム企業の持続的成長によって特徴づけられる。政府は、望ましい産業構造を実現する目的で、特定分野の企業に対して以下にあげるような優遇措置を提供した。

- 特定の振興対象の産業における資本投資に対する減価償却の加速
- 特定の振興対象の産業に対する長期・低利の優遇融資
- 特定の輸出品目に対する貿易保険の適用
- 特定の対象に対する優遇金利の適用
- 特定の分野における研究開発プログラムに対する政府の補助金交付
- 港湾、空港、用水供給等の基礎的インフラに対する政府支出（公共投資）の重点配分
- 特定の振興対象産業と競合する輸入商品に対する保護関税の適用
- 振興政策の対象とされる産業に対する税の減免措置

3) 中国および中欧諸国における移行経済

(1) 中国における改革

a) 改革の初期段階における農業改革

中国の改革は1978年に着手されたが、実際に軌道にのったのは1984年に4つの経済特区が指定されて世界市場と外国企業（特に輸出企業）に対して門戸を開放したときに始まる。改

革の初期段階においては、食糧の増産と農民の所得増加をはかるために、農業の改革に重点が置かれた。集団経営から各戸請負制への生産単位の転換により、農家は一定生産量を超えた農産物を市場で自由に販売できるようになった。同時に政府による価格統制が緩和された。こうした改革によって三つの成果が得られた。第一は、工業製品に対する国内市場の拡大である。第二は、農業部門における生産性の向上により、工業部門への労働供給余力が生み出され、工業部門は比較的低廉な労働力を確保することができたことである。第三は、農民の貯蓄が資本蓄積をもたらし、それらは銀行を経由して国内産業に再投資されたことである。これらの成果が経済の比較的高い成長をもたらした。1978年から1992年にかけての中国の経済成長率は9.0%であった。

b) 改革の次の段階における国営企業改革

改革の初期段階の成果の第三にあげた資本蓄積は、工業開発を促進するには必ずしも十分とは言えなかった。資本不足は外国企業の投資と外国援助によって補われなければならなかった。それは中国が貿易外収支の赤字を償わなければならないことを意味する。また、外国投資に過度に依存する経済成長の結果、発展する都市地域と後進的な農村地域との雇用機会と所得の不均衡がもたらされた。

中国における国営企業の改革は、1978年に特定の国営企業を選定して、自主権を与えることから試験的に開始された。「国営企業自主権拡大に関する施行規則」に基づいて6,000企業を対象に実験的改革が行われた。この規則は1984年に「国営企業の自主権拡大に関する暫定細則」に移行され、以下のような自主権を与えられた。

- 政府によって定められた生産目標を上回る製品を自由市場で販売する権限
- 企業と国家との間で取り決められた上納金を納めた後の余剰利益の一部を定められた比率で特定の目的（新製品開発のための資金、従業員の福祉に充当、またはボーナス支給）のために内部留保する権限
- 遊休資産をリース、譲渡する権限
- 従業員を雇用・解雇する権限

c) 中・大規模国営企業の株式会社化

1983年に、利益上納システムに代わって納税システムを国営企業に適用する改革が行われた。利益税率は55%で、税引後の利益の一定割合については、三つの選択肢のいずれかを企業が選ぶことができるようになった。これらを除いた残余の利益は、内部留保できることとなった。同時に、企業の所有と経営が分離され、契約に基づいて個人が経営権を持てるようになった（経営請負制）。1988年に、「企業法」が制定され、経営と所有の分離が法的に明確化された。続いて1993年には「会社法」が制定され、有限会社、株式会社の設立のルールが定められた。1994年に統一所得税が適用されることとなり納税制度が整えられた。このような経過で1990年代に入って、中国の改革は、国営企業の株式会社化の段階に入った。そこでの主要な問題は、国家によって課される社会的責任にかかわる割当制度を拒否する権限にある。各種の割当は、民営化された企業にも適用されることになっているからである。1984年以降、農民の共同出資による株式会社（郷鎮企業）も設立されるようになった。株式市場は、1990年に上海に、1991年に深圳に開設されたが、上場会社数は1993年末で3,261社に過ぎない。国家は株式会社化には積極的ではなく、漸進的改革を志向しているように見受けられる。それには、いくつかの理由が推定される。

- (a) 国家は、基本的に資産の公的所有を維持しようとしていること、
- (b) 国家所有資産の経済価値評価が困難であること、
- (c) 民営化に関する法規について、企業が十分な知識を持っていないこと

中国における株式保有の割合は以下のように報告されている。

国家保有：	33.8%
企業所有：	45.1%
個人所有：	19.4%
外国人所有：	1.6%

こうした中国における経験から、ベトナムにおける経済改革と国営企業改革についての示唆を得ることが重要であろうと考えられる。

(2) 中・東欧諸国における改革—アジアの移行経済との比較

中・東欧諸国における改革の実績は中国のそれと対比すると著しく異なっている。これらの諸国も中央計画経済システムから市場志向型経済システムへの転換を図ろうとしているが、その実績はアジアの移行経済と比べると緩慢である（表B.08参照）。主要な理由は以下の点でのアジア諸国と中・東欧諸国との相違にあるように考えられる。

- a) 国営企業の経済に占める比重の大きさ
- b) 共産党の政治的支配力の強さ
- c) 西欧型市場経済との地理的位置の遠近
- d) 産業構造の相違、ことに農業セクターの経済に占める比重の大きさ
- e) 経済単位の自立性の程度
- f) ソヴィエト連邦、ことにロシアへの依存度の強弱
- g) 社会主義体制下にあった期間の長さ

以上の評価要素から考えると、中国、ベトナム等のアジアの移行経済は、その体制を市場経済システムに適應させる上で、中・東欧に比較して移行に有利な条件を備えていると言える。例えば、就業人口構成で農業セクターのシェアをみると、1978年の中国は71%であるのに対して、1985年のソ連邦はわずかに14%であった。もし、農業セクターからの労働力供給が潤沢であれば、民間企業は困難なしに従業員を確保できる。また、国営企業の従業員はえてして所属する企業経営の民営化を好まない傾向がある。こうした条件の相違から、ハーバード大学のサックス教授は、旧ソ連邦諸国の経済改革においては「ショック療法」が必要であると主張したものと考えられる。

B.2 改革の新たな段階へ向けての基本原則

1) 新段階において克服すべき主要課題

ヴェトナムにおける近年の改革の成果は高く評価されなければならないが、工業化を通じた新たな経済開発をめざす今後の改革を推進するにあたっては、なお一連の課題が残されている。

まず何よりも、雇用機会拡大する有効な手段を創設しなければならない。国営企業を改革して生産性を高め、民間企業に移行していくためには、人員削減が必要とされているからである。また、農村地域における余剰労働力を吸収して、農業部門の生産性を高めるためにも、工業部門における就業機会の増大を計らなければならない。この意味で、外国投資促進は、工業部門における雇用機会拡大に大きな役割を果たす者である。

第二に、多様な所得の源泉を創出しなければならない。そのためには徐々に産業構造の多様化を進める必要がある。特に比較的大きな国内市場に注目すべきで、国内消費市場の需要に対応して、基礎素材から最終組立製品に至るまでの多様な工業製品の生産を発展させていく必要がある。

第三に、工業投資に投入される資本、社会的インフラ整備に必要とされる資本を調達するための有効なシステムを創出する必要がある。この意味で貯蓄の奨励は国内投資促進と国営企業改革のために欠かせない条件と考えられる。効率的な租税体系と信頼性の高い貯蓄システムの確立は改革を進める上で高い優先順位を与えられるべきである。

次に、行政改革と法体系のさらなる整備によって、工業開発のための政策体系とそれを推進する能率的な行政システムを確立すべきである。すなわち、輸出振興戦略は輸入代替戦略とを組み合わせられるべきであり、外国投資促進と国内投資奨励とは統合されるべきである。外国投資と国内企業とを媒介する役割を果たすのは技術移転である。さらに、産業開発政策は貿易政策によって積極的に補完されるべきである。

最後に、市場経済への移行過程ではある程度の葛藤は避けられないが、この社会的葛藤の適切な処理は焦眉の問題である。社会病理現象の現状については、以下のような報道がある。

「密輸、窃盗、汚職、売春といった社会病理現象が増えている。富める者と貧しい者とのギャップも拡大している。多くのヴェトナム家族が困窮し飢えている一方で貪欲と利己主義が頭をもたげている。人々は経済の面において劇的な転換を経験しつつあるだけでなく、在来よりも開かれた社会への対処の仕方においても大きな転換過程にある」

2) 「ショック療法」と「漸進主義」

法的には、民営化は所有を国家から民間セクターに移転することによって達成される。しかし、実質的な改革は、法的な所有の転換の後における経済システムの変革から始まる。国家から民間への所有の転換には次の三つのプロセスが考えられる。

- (i) 国有資産を民間企業に売却する（「ショック療法」または「ビッグ・バン」）
- (ii) 国有資産の一部を民間企業に移管し、その資産を管理する能力と意欲を持った民間人を募る（「漸進主義」）
- (iii) 国有企業を株式会社に転換するが、初期段階においては国家が株式の大半を所有し、徐々に

に民間の投資家に売却していく（「二段階改革」）

中国は上の第二のプロセスを採用し、ロシアとポーランドは第一のプロセスを採用し、ハンガリーとチェコは、1990年3月に「国家資産管理庁（State Property Agency : SPA）」を設立するなど第三のプロセスを採用した。

第三のプロセスとしてあげた「二段階改革」には、改革の後の方の段階で、どのように株を配分するかによって四つの異なった方法に分けられる。(a) 株の一部を投資家に販売する、(b) 株の過半を従業員に配分する（Management Buy Out : MBO、または Employee Buy Out : EBO）、(c) 株を国民に均等に配分する（バウチャー方式又はクーポン方式）、(d) 株式市場に上場する、の四つである。チェコではバウチャー方式が採用された。

国営企業の民営化にあたって、どの方式を採用するかは、それぞれの経済の性格と条件を考慮して、最も適切な方法が決定するのが妥当であるが、「ショック療法」を採用した移行経済の多くが、ロシアにみられるように、なお混乱の渦中にあることは事実である。ヴェトナムの場合、「漸進主義」路線または「二段階改革」路線を採用することが望ましい。その理由は、中央計画経済システムから市場経済システムへの移行には、長い学習過程が必要とされるからである。移行過程を効率的に進めるには、先進国や他の移行経済過程で成功した政策や運営方式を参考にすることも有効であるが、人々がそれらの方式に慣れるには長い時間を要する。従って、試行錯誤の過程がなければならない。「ショック療法」あるいは「ビッグ・バン」戦略では、試行錯誤の過程が捨象され、社会的無秩序を招来しがちである。最も避けるべきは社会的真空状態の出現を避けることである。

B.3 国有企業改革

1) 改革の背景

ドイ・モイ（刷新）政策を1986年に採択する以前は、SPCを除く各省庁及び地方政府（人民委）は傘下の国有企業の管理・監督を行っていた。当時の省庁／人民委の責務／権限は以下の通り。

- i) 国有企業の使用する土地に対する所有権の行使
- ii) 国有企業の建物、設備の所有
- iii) 国有企業経営の最終責任
- iv) SPCの指令にもとづき、国有企業の生産品目、生産量、製品価格、原材料調達に係る指令
- v) 省庁／人民委予算による国有企業設備投資及び運転資金の提供
- vi) 国有企業利益の受納
- vii) 赤字計上の場合、補助金の助成

ドイ・モイ後も、一部改善は見られるものの、国有企業の生産性は低く、多くの企業が赤字に悩んでいる。その結果、政府による赤字補填は財政上の大きな負担となっている。

1990年現在、12,000の国有企業があり、うち中～大規模の3,000社が中央政府傘下（中央国有企業）にあり、中～小規模の9,000社が地方人民委の傘下（地方国有企業）にあった。12,000社の生産額はGDP（国内総生産）の24%を占め、工業・商業セクター付加価値の約半分を占める。労働力で見ると国有企業全体で210万人を雇用し、全労働力の約7%を占める。12,000企業のうち、約2,760社は工業セクターで、全国有企業による雇用総数の24.7%を雇用している。以上の通り国有企業の

経済活動は顕著なものであるが、財務状況は悪く、中央国有企業の約20%、地方国有企業の約60%が赤字企業となっている。

2) 国有企業改革及び民営化／株式会社化の進捗

(1) 改革の基本方針

1988年に政府は下記の改革方針を採用した。

- i) 国有企業に対する補助金の廃止
- ii) 国有企業の経営自主権の拡大
- iii) 税制を含め、民間企業と同等の取り扱い

引き続き1989年には国有企業は下記の権限を付与された。

- i) 製造品目の変更
- ii) 原材料調達先の決定
- iii) 新技術の導入
- iv) 社員の採用及び免職
- v) 労働省と協議の上、賃金と諸手当の決定
- vi) 税引後利益の配分

(2) 国有企業の再登録

国有企業及びユニオンの再登録はSPCが責任官庁となって1991年に開始された。SPCは評価結果にもとづき、高級レベル委員会に勧告案を提出し、最終判断をあおいだ。SPCが採用した国有企業再登録要件は下記の通り。

- i) 製品への需要の存在
- ii) 資本維持能力
- iii) 負債返済能力
- iv) 非環境汚染型
- v) 土地使用権を含め、資産所有権が明確である事

ユニオンの場合：

- i) 少なくとも5社のメンバーを持つ事
- ii) 少なくとも5,000億ドンの受権資本を持つ事
- iii) メンバー企業全体に対する会計システムを持つ事
- iv) ユニオンの存在価値を証明するフィージビリティ・スタディの実施
- v) 組織・要員計画の作成
- vi) 監督省庁又は人民委により承認された運営及び組織規則の制定

再登録は1991年11月～1993年3月の第1段階と1993年4月～1994年末の第2段階に分けて実施された。第1段階では12,000国有企業のうち11,000企業の経営状況が検査され、小規模を主体とする2,000の不効率乃至赤字の企業が清算された。これ等の清算企業の資産は全国有企業資産の4%であった。更に経営状況のはかばかしくない3,000企業が他の国有企業と合併された。残りの

6,051社（中央国有企業1,861社、地方国有企業4,190社）が再登録を許された。6,051社のうち、従業員500人以下の企業が90%を占めており、依然として国有企業の平均規模が小さい事を示している。6,051社の5%を占める300社は中～大規模企業であり、1993年における全国有企業による政府歳入の約80%を占めた。

第2段階では残り1,000社の国有企業及び赤字戦略企業並びにユニオンの再登録審査が1994年3月の首相決定NO.90にもとづき行われた。第2段階は1994年末迄に完了の予定である。

SPCによるユニオン再登録区分は下記の通り。

ユニオン区分	処理及び期限
有益	1994年9月30日迄に再登録
機能上問題あるが重要	改革の上、1994年12月31日迄に再登録
有益とみなされない	解散又は他のユニオンと1994年9月30日までに合併

1991年度における政府と国有企業セクターとの間の財政関係を下記に示す。

		単位：10億ドン（1991年価格）	
国有企業からの政府歳入		政府から国有企業への助成	
税収及び移転収入	1,895.0	運転資金への補助金	726.2
減価償却費	1,085.0	設備投資融資への補助金	403.7
銀行預貯金収入*	85.0	設備投資資金への補助金	389.0
		減価償却費の内部留保	600.0
		債務償却	100.0
		契約解除に係る補助金	100.0
合計	3,065.0		2,318.0

注.*： 国有企業の政府所有銀行への市場金利以下での預け入れに係る政府所得

出典： 大蔵省

上記に見られる通り、国有企業の政府に対する正味の財政依存は大幅に減少してきている。しかしながら、一部の輸出型中央国有企業を除いて国有企業の経営状況ははかばかしくなく、上記の表にあらわれない政府の助成、即ち、国有銀行による国有企業に対する低利融資が行われているのが実態である。

(3) 国有企業負債

国有企業への融資は大部分が国有銀行によって行われている。即ち、1993年末時点で対国有企業融資額の92%を国有銀行が占めている。国有銀行の側から見ると、投資開発銀行及びVietcombankの場合、全貸出額の90%以上が国有企業向けで工商銀行は67%、農業銀行は32%であった。一方、非国有銀行の対国有企業貸付けは全貸付けの52%程度であった。

国有企業関係の不良債権額は極めて大きい。即ち、全銀行の保有する国有企業関係不良債権は1993年末時点で1.6兆ドン（約1.5億ドル）に達した。これは全銀行の資本金と準備金の総計の60%に相当し、国有銀行のその75%を遥かに越える。

国有企業の深刻な債務/不良債権問題の解決をめざして政府は国家負債処理委員会（NDRC）を1991年3月に設立し2段階で、債務処理を実施する事とした。まずはじめにNDRCは1991年4月時点の企業間債務/債権マトリックスを作成した。同マトリックスによると企業間の債務/再権額はグロスで10兆ドンと算定され、うち2.5兆ドン分についてはこの段階で返済された。第2段階は1992年8月に開始され、返済不能企業乃至操業停止企業の債務処理問題の解決をめざした。第2段階の処理は一部の債権/債務額が未確定（紛争中）である事もあって、遅々として進んでいない。国有銀行の倒産企業への貸付け額は8,950億ドンと見られ、国有銀行以外の企業体の持つ倒産企業債権額は2兆ドンと算定される。これ等の債権は回収不能と考えられ、企業財務の悪化、倒産の連鎖反応を起こしかねない。以上の状況は1991年時点のものであり、現時点の状況は更に悪くなっていると判断される。

(4) 工業セクターにおける進捗

政府の努力により、国有企業改革は一定程度の成果を挙げてきている。しかしながら改革の目標は主として小規模の地方国営企業であり、国有企業生産の大宗を占める中～大規模国有企業にはあまり手がつけられていないのが現状である。第一段階の再登録手続きをほぼ終了した1993年1月時点における国有企業数は2,030社で、うち522社が中央国有企業、1,508社が地方国営企業であった。同年における国有企業の工業出荷額は全企業工業出荷額の71.7%を占め、又1993年7月時点の工業セクター国有企業雇用量は70万6千人で工業セクター全雇用量の23.8%を占めた。

(5) 株式会社化パイロット事業の成果

“国有企業改革事業”のタイトルで株式会社化パイロット事業は1993年4月にスタートした。しかしながら、年末の事業完了期限を目前にした1995年6月時点で21の候補企業のうち、下記の3企業が株式会社化に成功したに過ぎない。

- i) REE (Refrigeration Electrical Engineering Corporation)
- ii) Hiep An 株式会社
- iii) General Forwarding & Agency Company

3社のうちREEとHiep Anは製造業であり、残り1社はサービスセクターに分類できる。所在地はいずれもホーチミン市である。成功した3社の共通項としては下記が考えられる。

- i) 企業規模が小～中程度である。即ち、資本金が数十～数百億ドン、従業員数が数十～数百人規模。
- ii) 株式会社化以前の時点で利益をあげており、又将来性もある。
- iii) 借入れ金残高が小さい。
- iv) General Director（民間企業の社長に相当）が株式会社化の音頭をとり、従業員にも異存がない。
- v) 株式会社化プログラムの実施主体である中央政府（大蔵省）と地方人民委の意見調整に成功。

21社のリストに当初から入っていたLEGAMEX社は株売却にまで漕ぎ着けたにも拘わらず、最終的には株式会社化に失敗した。多くの教訓を含んでいると思われるので以下に紹介する。

LEGAMEX社の事業は主として衣料品（ガーメント）と履物の2セクションで構成されている。

株式会社化にあたってはまずガーメントセクションを分離し、株式会社化する事になった。第一段階として100万ドル相当の株式が従業員、銀行、金融機関及び民間企業に売却された。しかしながら株主総会直前に株式会社化はキャンセルされ、売却代金は返却された。株式会社化失敗の原因は下記と考えられる。

- a) コメコン銀行に対する巨額の債務残
- b) LEGAMEX社の資産評価額が不当であるとの見方
- c) パイロット事業が中央政府主導であるのに対し、LEGAMEX社はホーチミン市人民委の監督下にあり、両者の調整がうまくゆかなかった。
- d) LEGAMEX社は従業員5,000人前後をかかえる大企業で株式会社化/民営化の影響が大きい。又、既得収益を失う人の抵抗があった。

3) 改革のあるべき方向

国有企業改革及び株式会社化/民営化の進捗、問題点の分析に基づき、以下の改革方針/案を提言する。改革の流れは図B.2の通り。

(1) 戦略/非戦略セクターの明確な区分

公的セクターが50%以上の資本を引き続き所有する戦略セクターと民間が過半を所有する非戦略セクターとの区分を政府が早急に明確にするとともに、関係方面に周知徹底させるべきである。現時点における政府の暫定的な区分は以下の通りと考えられる。

(a) 分類1：非民営化（政府の完全管理）

鉄道、公共輸送、港湾、空港、通信、電力等の基本インフラ事業については政府が100%資本を所有する。

(b) 分類2：部分民営化（政府管理）

下記の基幹産業及び政府歳入に大きな貢献をする産業については政府が50%以上の資本を所有する。

- ・鉄鋼、セメント、化学肥料、鉱山開発、石油/ガス採掘
- ・タバコ、アルコール

(c) 分類3：民営化

分類1、2以外の国有企業は民営化する。政府出資比率は半分以下とし、企業は完全な経営自主権を与えられる。

以上は暫定的な区分であるが、民営化に基本方向を与え、民営化を迅速かつ円滑に実施してゆく為には、政府による下記のアクションが求められる。

- i) 最終的な区分を速やかに設定し、公表する。
- ii) 各区分ごとに中長期的な民営化のタイム・テーブルを明示する。

最終的に採用されるべき、民営化区分は下記の基本方針に沿ってなされる事が望ましい。

- i) 政府は直接生産部門から原則として撤退する。
- ii) 民間産業セクターを支援するとともに、民間の対応しにくいセクター（短時間で採算をとるのが難しいセクター等）を重点とする。

上記視点に基づき、以下の区分を採用する事を提言する。

国防／警察

政府の基本的な機能であるとともに、市場の成立しない（Market failure）セクターと考えられ、政府機構の一つとして将来とも維持すべきである。

教育／医療

Basic human needs の分野であり、社会福祉の観点から当面、公共セクター体制で対応する。国民経済水準の向上にともない、中長期的には民営化も検討する。

インフラ／ユーティリティ

構造上、独占的となるセクターであるとともに、公益性が高い。又、初期投資額が大きく、利益還元までの時間が長い為、現時点における民間国内資本では対応が難しい。従って、短・中期的には政府管理とし、BOT等の民間活力利用も検討する。他国の事例も考慮し、長期的には、民営化も検討する。収益性が見込める電力についてはより早い時期での民営化も考えられる。

エネルギー開発

石油、ガス、石炭の採掘等のエネルギー開発は民間開発になじむセクターであり、将来的には民営化すべきである。しかしながら、政府歳入への貢献、外貨獲得等、国家経済への影響が大きい事を考え当面は政府直営とし、中・長期的に民営化を行う。

基幹工業

鉄鋼、石油化学、セメント、化学肥料等の基幹工業は工業開発全体の背骨を形成するもので、関連工業の裾野も広い。従って、民間主導の工業開発を円滑に進める為に、出来るだけ速やかに民営化するべきである。

(2) 戦略国有企業

戦略企業に指定され、引き続き政府管理下に置かれる国有企業に対し、“戦略国有企業法”を制定し、以下の事項を規定すべきである。

- i) 経営自主権の範囲
- ii) 政府管理の方式及び範囲

戦略国有企業についても、経済効率性の確保が必要であり、経済パフォーマンスを監視／監督する官庁を指名する事が望ましい。

(3) 国有企業の株式会社化/民営化

株式会社化/民営化が成功するか否かは、ベトナム経済の市場経済移行の成功の鍵を握っていると言っても過言でない。特に工業セクターの早期テーク・オフにとって、迅速な民営化は極めて重要である。この見地から、以下に、株式会社化/民営化の促進策を提言する（表B.3参照）。

(a) 失業対策

株式会社化/民営化（民営化）にともなう失業の発生は民営化促進の最大の障害になっている。対策として下記を提言する。

- i) 政府が退職金支払いに対する財政負担を行う事により、早期退職を含む、余剰人員の整理を進める。
- ii) 人員増を計画している企業（国有、民営を問わず）による上記退職者の雇用を促進する為に、税の減免を含む財務的優遇策を講じる。
- iii) 求職/求人センターを設立し、国有、民営を問わず各企業の情報を収集し、雇用を促進する。将来的には全国にセンターを設け、コンピュータ・オン・ライン・システムを構築する。
- iv) 農村部と都市部間、農業セクターと工業セクター間の労働力の流動性を高める為に、土地所有権の譲渡等に係る法律、規則を制定する。

ベトナム経済及び総雇用は急速に拡大してきており、1989～90年の2年間で、農業、商業、工業の非国有部門全体で155万7,000の新規雇用を発生した。一方、国有企業全体の就業者数は308万3,000人（就業者総数の10.7%）と比較的に小さく、上記の対策を実施すれば、民営化に伴う失業問題は解決できるものと判断される。

(b) 株式購入資金の拡大

株式会社にあたってのもう一つの大きな問題は株式購入資金の不足である。即ち、現在、ベトナムの貯蓄額は小さく、国内投資家も極めて限定されている。即ち、資金源の多様化、資金量の拡大が株式会社化の前提条件である。

上記の問題に対する対策として、下記を提言する。

- i) 現行では首相承認による特例としてのみ認められている外資による民営化企業の株式購入を、外資法を改正する事によって認める。改正にあたっては、必要と判断されれば外資比率の上限を設ける事も考えられる。
- ii) 上記 i) を実施する迄の暫定案として、外資の現地法人の株式取得を認める案も考えられる。
- iii) 株式購入にあたって従業員に対して認められている大蔵省の貸付けを拡大する。

(c) 民営化企業の設備投資資金の増加

現行制度では株式売却収入はすべて国庫（大蔵省）へ入り、当該企業には一銭も残らない。一方、民営化企業は国有企業時代と違い、政府支援なしの競争的市場に身を置く事となり、競争力を高める為の設備投資が生き残る為の必須条件となる。

以上の状況に鑑み、下記の対策を提言する。

- i) 国有企業の民営化株式売却収入を資金源とする民営化／株式会社化基金を設立し、民営化企業の設備投資を目的とする低利／長期融資を行う。
- ii) 代替案として、上記基金の代わりに、株式売却収入の一部又は全部を当該民営化企業へ低利／長期で貸付ける事も考えられる。

又、民間セクターの育成、なかんづく、小規模民間企業の設立促進の為、ベンチャー・キャピタル基金を政府出資により設立し、低利／長期貸付け及び出資を行う事が望ましい。

(d) 国有企業に係る不良債権／債務の整理

国有企業の不良債権／債務問題処理の為、国家債務処理委員会（NDRC）が1991年3月に設立され、一部の債権／債務は処理された。しかしながら、大部分は未処理のまま残っており、しかも大部分は赤字企業又は倒産／清算企業がらみの為、処理が極めて困難である。不良債権／債務問題の処理は国有企業民営化の前提条件であり、NDRCを活性化／強化するとともに、SPC、大蔵省と協力して全力を挙げて解決にあたるべきである。

(e) 国有資産管理総局及び民営化／株式会社化委員会の設立

国有資産管理総局は1995年5月に大蔵省内に設立された。同局は国有企業の保有する国有資産の一元的管理並びに国に代わって国有資産に対する所有権を行使する目的で、大蔵大臣の補佐機関として設立されたものである。

同局に与えられた責務と権限は下記の通り。

- i) 国有資産の利用及び管理に係る法律並びに規則の草案を作成する。草案は大蔵大臣から総理／内閣へ提出され、決定を仰ぐか、又は大蔵大臣に与えられた権限内で、制定する。
- ii) 下記の事項に関して、大蔵大臣を補佐する。
 - ・ 大蔵大臣に与えられた権限にもとづいて、国有企業に対する資本割当てを行うとともに、資本使用、管理に係る検査・監督を行う。
 - ・ 国有企業による合併事業実施の為の資本の使用に係る評価を実施し、大蔵大臣に提出し、判断を仰ぐ。
 - ・ 首相決定にもとづき、国有企業による外国からの借入れを保証する。
 - ・ 国有企業の清算、合併、倒産に際し、国有資産、資本の監査を行う。
- iii) 国有企業による国有資産の移管、リース、担保設定に係る報告を大蔵大臣に対して行い、許可を仰ぐ。
- iv) 国有企業に対する財務管理方針の作成、財務処理、会計処理に係る指導を行う。
- v) 国有企業の財務状況の監視、分析及び年次財務収支の報告を実施する。
- vi) 国有企業の資本所有形態の多様化（株式会社化を含む）の実行に関し、大蔵大臣を補佐する。

- vii) 委嘱された権限の範囲で、国有資本及び資産管理に係る規則を制定する。
- viii) 国有資本及び資産の管理と運用状況並びに関連書類、資料に係る報告書を定期的並びに随時、要求する。

上記、総局の設置と併せて、大臣／副首相クラスを長とする民営化／株式会社化委員会の創設を提言する。同委員会の責務、権限は下記の通りとする。

- (a) 引き続き政府の管理下に置く戦略国有企業リストの最終化及び政府コントロールの範囲の決定
- (b) 国有企業民営化スケジュールの確定
- (c) 国有企業資産の及び負債額の評価
- (d) 国有企業資産の売却及び負債返済計画の策定
- (e) 国有企業の合併、清算、合弁及び民営化に係る計画の策定

委員会メンバーは下記の関係省庁を含むものとする。

- (a) 大蔵省
- (b) SPC
- (c) 国家債務処理委員会
- (d) その他の国有企業関係省庁及び地方人民委

委員会は国有資産管理総局が大蔵省内の一セクションであるのに対し、関連省庁を網羅しており、これ等の合意形成をなしうる同委は主として、国有資産の管理・処分及び民営化／株式会社化に係る基本方針、戦略、実施計画・スケジュールの策定を行う。

同委は又、計画案作成の実務部隊としての作業部隊を持つ。先に述べた総局は委員会の方針、計画を実行する役割を受け持つ事となる。

(f) 民営化／株式会社化に向けた政府の決意

現行の国有企業システムには多数の既得権益者がおり、又、合理化による失業等に対する強い抵抗がある。この為、現在までの民営化／株式会社化の進捗ははかばかしくない。この状況を打開するには“民営化／株式会社化法”を制定する事により、政府が民営化／株式会社化推進の強い決意を示すとともに、非戦略セクターについては民営化を強制的なものにする必要がある。

(g) 情報の開示と近代的会計システムの採用

経営状態なくなく企業の財務状況の開示は外部の事業家が投資決定を行う為の前提条件である。従って、民営化促進の為、国有企業においても近代的会計及び監査システムを採用し、財務状況をオープンにしていく事が強く望まれる。

(h) 企業資本の単独所有の認可

現行の会社法では、株式会社の場合、7名の株主、又有限会社の場合2名の株主を必要とする。これに対し、国有企業の所有者は国／中央政府のみであり、現行法のもとでは国有企業の所有形態をかえずに会社法のもとでの会社に移行させる事は認められない。株式会社化

／民営化促進の方策として、まず国／中央政府を唯一の株主とする株式会社へ移行し、しかるのちに資本の多様化をはかる方式が考えられる。従って、現行会社法を改正し、単独株主を認める事が望ましい。

(i) 国有企業に対する優遇ローンの廃止

国有企業に対する補助金支給は廃止されたが、国有企業の戦略的事業に対しては低利の融資が国有企業経由で行われており、実質的な補助金となっているのが現状である。国有企業の民営化を推し進める為には、民営化企業と国有企業とを同一の競争条件下に置く事が必須であり、従って、現行の優遇ローンは廃止されるべきである。

(j) 総合会社戦略の見直し

ヴェトナム政府は重要セクターと判断されたセクターにおいて、数社～数十社を統合する総合会社を夫々、1社設立する方針であり、既に、電力、石炭、セメントの3セクターで総合会社（General Company）が設立された。ヴィ政府は引き続き下記の11セクターで総合会社を設立する方針である。

- ・ 鉄鋼、石油
- ・ 海運、航空、通信
- ・ コーヒー、ゴム、繊維／縫製
- ・ タバコ、食品加工、紙

総合会社はライン省庁ではなく、首相の直接の監督下に置かれ、代表（社長）、副社長は首相により任命される。企業経営の根幹に係る事項、即ち、生産計画、雇用計画、製品価格設定、資産運用、株式発行等の決定は構成企業の代表者で構成される経営会議（Management Council）で行われる。政府の総合会社設立方針は主として下記の理由によるものと思われる。

- i) 原材料、設備等の一括、大量購入による生産コストの削減
- ii) 国際競争力のある大企業の創出

上記の理由は一応、理解できるが、各セクターで独占企業を創り出す事は市場経済の基本原則である自由競争の確保に完全に反する。従って、総合会社戦略を根本的に見直す事を提案する。

B.4 金融改革

1) 金融改革の現状

(1) ヴィエトナム中央銀行の役割の改革

ヴィエトナム中央銀行("BVN")の商業銀行及び開発銀行機能の一部は、従来のモノバンク体制("mono-bank system")下で既に分離され、2つの専門銀行つまりヴィエトナム投資開発銀行及びヴィエトナム対外貿易銀行が、各々1957年、1963年に設立された。

モノバンク体制から2階層銀行体制("two-tier banking system")への移行の過程で、ヴィエトナム中央銀行の部門の一部が独立分離される形で、さらに2つの国立商業銀行(state-owned commercial banks("SOCB"))が設立された。ひとつは1987年に設立されたヴィエトナム農業銀行(Vietnam Agricultural Bank("ヴィエトナム農業銀行"))であり、他のひとつは1990年に設立されたヴィエトナム工商銀行(Industrial and Commercial Bank of Vietnam("Incombank"))である。

1991年には、ヴィエトナム中央銀行は生産部門への直接融資を停止し、さらに1992年には政府予算への直接の資金供給を停止した。しかしながら、ヴィエトナム中央銀行は依然として国営商業銀行が行った融資に対して長期資金の再融資を行っている。このような再融資の例としては、国家5カ年計画にそって行われた「建設貸付」に対する資金提供が挙げられる。この点で、ヴィエトナム中央銀行の行政からの独立性がさらに強化される必要がある。

ヴィエトナム中央銀行は、金利水準の設定、準備金の必要枠の変更等により通貨供給量を管理している。しかしながら、ヴィエトナム中央銀行は、通貨供給量を直接管理するためのマネーマーケット手段をもっていない。

(2) 為替レート改革

1986年以来行われている為替レートの単一化と為替レートの切り下げは輸出の拡大に、その結果さらに調達可能な外貨の量の増大に好ましい影響を与えた。

ヴィエトナム政府は、為替売買センターをハノイとホーチミン市に開設した。為替売買センターへの参加資格は厳しく制限されているが、これにより為替レートが需要と供給により決定されるようになった。1990年以来、政府は、公定為替レートがヤミ市場における為替レートに近似するように為替管理を行っている。

Trend of exchange rate		(Dong for US\$1)						
1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
425	1,270	5,000	4,000	5,000	8,790	9,040	11,000	11,060

ヴィエトナムドンの米ドルに対する為替レートの趨勢が上に示されている。この表からもみられるとおり、1986年から1991年の3年間にかけてドンの大幅な切り下げが行われている。1991年以降は、ドンの為替レートはかなり安定しているといえる。ちなみに1995年6月におけるドンの為替レートは米ドル1ドルに対して11,080であった。以上みたとおり、ドンの為替レートは1993年以降特に安定しているといえる。

ドンが安定していること背景には、ベトナム経済の好調がある。一方でドンが安定していることにより、ベトナム経済の好調に貢献している。

(3) 金利改革

1989年から1994年までの金利が、表B.09に掲げられている。金利政策に関する重要な2つの変更がここ数年の間に行われた。最初の変更は、従来はそれぞれの種類の貸付毎に金利が設定されていたのを、産業部門毎に金利の上限を設定するように変更したものであり、これは1990年に行われた。この金利政策は、1993年に貸付の種類（つまり短期貸付と長期貸付）毎に金利の上限を設定するように再度変更された。このような金利政策の変更は、前記の表に掲げられた金利の推移の中にも読み取れる。

1989年に、金利はインフレ率を上回って、実質金利がプラスとなった。しかしながら1990年及び1991年には再び実質金利はマイナスに転じた。1992年には、インフレの鎮静とともに実質金利は再度プラスに転じた。1993年の実質金利は、要求払い預金及び企業の3カ月定期預金以外は、依然としてプラスであった。

実質金利がプラスに転じたことは、金利改革の重要な成果である。銀行預金を拡大するためには、実質金利は常にプラスでなければならない。

しかしながら、前記の表からもわかるとおり、金利体系は次の2つの点において依然として歪んでいる。

- ・ 企業の銀行預金金利が、家計の銀行預金金利と比較して低く設定されていること。
- ・ 長期貸付金の金利が、短期貸付金の金利よりも低く設定されていること。

(4) 最近おこなわれた改革

a) 銀行管理の強化

1994年に、次に示されているような外国為替管理が強化された。

- ・ ベトナム国内でおこなわれる物品の販売及びサービスの提供はベトナム通貨により行われなければならない。
- ・ 輸出及び外国へのサービスの提供によって得られた収入は、ベトナム国内へ送金されなければならない。
- ・ ベトナムの団体及び個人が、国外に銀行預金口座をもつことは認められない。
- ・ ベトナムの団体及び個人が外貨をもっている場合には、外貨取引承認銀行または外国為替センターに、もっている外貨を売却又は預金しなければならない、また反対に外貨を必要とする場合には、外貨取引承認銀行または外国為替センターから外貨を購入又は預金の引き出しをすることができる。

しかしながら、この強化された外国為替取引規制は、現在のところ厳格に執行されていない。従来、ベトナムにおいては実質的に為替管理は行われていなかったというのが実情であるから、相当量の資金がヤミ経済のなかで流通している。したがって中長期的には外国為替取引の管理が強化されなければならないということに関しては疑問はない。しかしながら、現時点で不用意に外国為替取引を強化すれば、ベトナム国民の間に、ベトナムの金融システムならびに政府の政策に対する信頼が確立されていない現状では、表経済が

らヤミ経済へ資金が移動する結果となるだけである。

b) 土地使用権に対する担保の設定

1993年に立法化された土地法により土地使用権の移転と土地使用権に担保を設定することが合法化され、その結果銀行は土地使用権に対して担保を設定するようになった。

ヴェトナムにおいては、担保がないために銀行からの借入を行うことが事実上不可能であるというケースがみられる。これはヴェトナムで事業活動を行う際の資金面における阻害要因の原因のひとつである。したがって、土地法の制定は、ヴェトナムにおける事業の資金面における阻害要因の解決に貢献しよう。

しかしながら、国営企業が土地使用権に担保を設定する場合には、依然として、監督する政府関係機関の特別な許可が必要であり、現実にはそのようなケースはまれであるということに留意しなければならない。

2) ヴェトナムにおける銀行

(1) 銀行の種類と数

1990年以来、株式ジョイントストック銀行、ジョイントベンチャー銀行、外国銀行の支店及び駐在員事務所を開設するための法的基盤を整備するための一連の法律が立法化されている。銀行分野への参入制限は大幅に自由化され、ヴェトナム国内で活動する銀行の数は著しく増えている。

ヴェトナム国内で活動する銀行の種類と数は表B.10に要約されている。1993年においては、ヴェトナムにおける商業銀行及び投資銀行業務のおよそ90%は、国営商業銀行により行われている。表B.11にみられるとおり、国営商業銀行の資産合計は、ヴェトナム全銀行の資産合計の91%を占めている。国営商業銀行の全銀行の収益及び利益に占めるシェアは、各々93%及び87%である。業務規模とは対照的に、非国営商業銀行の収益性及び自己資本比率は、国営商業銀行のそれを上回っている。

4つの国営商業銀行のなかでの役割の分担は次のようになっている。

ヴェトナム工商銀行	-	鉦工業、商業、サービス分野における銀行業務
ヴェトナム農業銀行	-	農業、林業、漁業分野における銀行業務
ヴェトナム外国貿易銀行	-	為替取引及び外国貿易における銀行業務
ヴェトナム投資開発銀行	-	インフラストラクチャーの建設及び技術的なプロジェクトへの中長期資金の供与及び投資

(2) 国営商業銀行の財務内容

国営商業銀行の財務分析数値が、表B.12に示されている。しかしながら国際的に通用する会計基準がないために、滞留債権が適切に区分されておらず、またその滞留の程度に基づいて妥当な額の貸倒引当金も設定されていないので、これらの財務数値が真実の財政状態を必ずしも正確には反映しているわけではないということに留意しなければならない。

ベトナム政府は、国際的な監査事務所によって国営商業銀行の監査を実施することに同意した。監査は1995年に開始された。財政状態の実態は、これらの一連の監査が完了した時点で明らかになる。

a) 総資産

銀行業務の規模は、国営商業銀行間で格差がある。ベトナム外国貿易銀行の資産は、1993年において13兆7900億ドンであり、最大である。これは、ベトナム投資開発銀行の総資産の2倍以上となっている。

b) 自己資本比率

1993年のベトナム投資開発銀行の自己資本比率は、約10%と最も高い。一方、ベトナム外国貿易銀行の自己資本比率は3.8%に過ぎず、国営商業銀行の中では最も低くなっている。これら以外の2つの国営商業銀行の自己資本比率は概ね5%程度となっている。貸倒引当金が設定されていない滞留債権の大きさを考えると、国営商業銀行の自己資本比率は、銀行管理基準の要求する水準を上回っているというものの、低すぎる。なお、銀行管理基準については、後の節で説明されている。

c) 収益性

最も収益性の高い銀行はベトナム投資開発銀行であり、その純利益率は1993年で39%であった。ベトナム農業銀行の利益率は0%ないしはマイナスであり、収益性は最も悪い。政府が出資する場合には財務コストがかからないので、ベトナム投資開発銀行に対する政府の出資がベトナム投資開発銀行の高い収益性に貢献している。ベトナム農業銀行の収益性が低いのは、農作物の不作に伴って、農業部門の返済が遅延しているためであると考えられる。

3) ツーステップローン

(1) ツーステップローンを検討するにあたり留意すべき事項

ベトナムにおいてツーステップローンを検討する際には、つぎの事項に留意すべきである。ツーステップローンは、ベトナムが現在直面しているつぎのような主要な懸案事項の解決に貢献することができるように組み立てられなければならない。

- ・ 企業の経営管理の近代化、とりわけ会計基準の制定とこれを企業が実務面で適用できるようにすることは、ベトナムの産業部門の発展を図るためには極めて重要である。
- ・ 国営企業は、依然として工業セクターの総生産高の70%以上を生産しており、したがって国営企業の改革を推進することはベトナム経済の発展にとって極めて重要である。
- ・ ベトナムの産業発展を図るためには、外国投資を促進することが必要である。
- ・ 資金不足、とりわけ長期資金の不足が、ベトナムの産業セクターが発展するための最も深刻な制約条件のひとつである。大規模の国営企業は、長期資金の供給を受ける機械もあるので、この問題は、民間企業ならびに中小規模の国営企業において、とりわけ深刻である。

(2) ツーステップローンの概要

a) ツーステップローンの性格

今回のツーステップローンは、その後行われるであろう同じような目的をもつ一連のローンの先駆けととしての性格をもつものであり、したがってその規模は、30億円程度のどちらかという小規模なものとするのが妥当であろう。このローンの試験的な性格からして、融資の対象地域は、ハノイ地域等に限定すべきである。そうすれば事後評価も詳細に行うことができよう。事後評価が完了した後で、本格的なツーステップローンの供与を行うべきである。

b) ツーステップローンの目的

ツーステップローンの目的はつぎのようなものであるべきである。

- ・ 企業の経営管理の近代化
- ・ 中小規模の民間企業ならびに国営企業に対する支援
- ・ 国営企業改革の促進
- ・ 工場の工業団地への再配置の促進
- ・ 公害の防止

c) 貸付期間

機械装置の経済的耐用年数は5年ないし7年程度であるから、長期貸付金の貸付期間も、1年程度の返済猶予期間を含めて、5年から7年程度であるのが望ましい。

d) 金利

ツーステップローンのエンドユーザーへの金利は、融資の対象となるプロジェクトを金融面から支援するために、市中金利よりも低利に設定すべきである。

e) その他

ベトナムにおいては長期資金の供給が不足しているため、運転資金と長期資金の両方を提供すべきである。

外貨の貸付は、海外から設備、原材料等を購入したりサービスの提供を受ける場合に限定すべきである。ベトナムにおいては、外貨借入の金利が低いというだけの理由から、為替リスクを考えずに、外貨借入を好む傾向があるということに注意すべきである。

(3) ツーステップローンを借りるための適格条件

つぎの条件を満足する企業がツーステップローンを借りる適格性があるものとする。

- ・ 民間企業にあつては、会社法に準拠して設立された企業、また国営企業の場合には、自力で事業経営を存続することができると判断されるもの

- ・ ローン審査の少なくとも1年以前から近代的な会計基準に準拠して会計帳簿を整備している民間企業ないしは国営企業
- ・ 民営化した国営企業はこのツーステップローンを優先的に受けることができるものとする。
- ・ 工業地域外から工業地域または工業団地へ移転する企業も、このツーステップローンを優先的に受けることができるものとする。
- ・ ローンを申請する企業の財政状態ならびに収益性の分析評価は、会計基準に準拠して作成された財務諸表に基づいて行われなければならない。
- ・ ヴィエトナムにおける外国投資の重要性にかんがみて、外国企業の投資する合弁企業もこのツーステップローンの対象に含めるものとする。

(4) ツーステップローン資金の構成

ツーステップローンにより供与する資金は、つぎの3つから構成されるのが妥当である。

- ・ まず第一に、経営の近代化を図るための基盤の整備に要するコストに対する融資が行われなければならない。これらのコストにはつぎのようなものが含まれよう。
 - ・ 会計基準を研究し、草案を作成するためのコスト
 - ・ そのために、財務、企業経営、会計等の技能をもつ専門家から構成されるプロジェクトチームを組織し、運営するためのコスト
- ・ ついで、制定された会計基準を個別企業のなかで実務に適用するための帳簿組織の改善、スタッフの採用・教育訓練、さらにコンピューター導入等のためのコストに対する融資が行われなければならない。
- ・ 最後に、事業プロジェクト自体に対する融資が行われなければならないのはいうまでもない。

(5) 実施機関の選定

つぎに述べるような理由から、ヴィエトナム工商銀行(Incombank) が、このツーステップローンの実施機関として最も適切であろう。ヴィエトナム工商銀行とヴィエトナム投資開発銀行("IDBV")の財務諸表は、各々表B.13 および 表B.14 に示されている。

- ・ ヴィエトナム工商銀行は、工業、商業、サービスセクターに対して資金を供与するために設立された銀行であり、これらの分野では最も経験をつんでいる。これに対して、ヴィエトナム投資開発銀行は、主としてインフラ整備事業や社会的事業への融資や投資を行うための投資銀行として設立されたものである。
- ・ ヴィエトナム工商銀行は、台湾およびドイツから供与された資金により既にツーステップローンを実施している。
- ・ ヴィエトナム工商銀行は、今回の試験的ツーステップローンの対象地域として考えられるハノイ地区に本店および6つの支店をもっている。
- ・ ヴィエトナム工商銀行の最も大きい資金の源泉は、一般預金者からの預金であり、その総負債に占める割合は52%である。したがって、ヴィエトナム工商銀行は、他のSOCBと比較して、資金面での独立性が相対的に高いのではないかと考えられる。

4) 問題点と解決の方向性

金融改革に関連する勧告事項はこの節で述べられている。図B.4に、勧告事項相互間の関係がその効果とともに示した。

(1) 金融市場の資金量の増加

ヴェトナムの金融市場において、資金が不足していることの原因のひとつは、国民の銀行貯蓄が不足しており、その潜在的資金の活用が十分でないためである。銀行を利用する人は、国民の7%に過ぎないといわれている。個人の貯蓄の相当量が正規の金融市場の外で流通している。ヴェトナムにおけるヤミ金融市場の規模は極めて大きいと考えられている。

1994年に行われたSPCとUNIDOの共同調査によれば、ヴェトナム国民のもつ金融資産で最も大きいものは「金と米ドル」であり、その全金融資産に占める割合は47.5%である。一方、「現金(ドン)」および「銀行預金、株式、債券(ドン建て)」のシェアは各々10.1%および12.2%に過ぎない。

銀行預金を増やすことによって、金融市場に流通する資金量を増加することは、ヴェトナムの抱える金融問題を解決するために絶対的に必要なことである。この目標を達成するための最も基本的なアプローチは、ヴェトナム国民の銀行制度に対する信頼を醸成することである。銀行制度に対する信頼は、以下に掲げる政策により次第に醸成されていこう。

a) 政府の政策

ヴェトナム経済は、過去に何回も深刻なインフレーションに見舞われた。前回のハイパーインフレーションは、1989年にインフレ率が100%を下回り一応収束したばかりである。したがって、国民はインフレーションの再燃を恐れている。これが、銀行貯蓄が少ないことの一つの原因である。

ヴェトナム経済は、最近年においては極めて好調である。それは相対的に高い成長率、低いインフレ率、ドンの為替レート of 安定、貿易収支の改善、政府の財政赤字の縮減といった経済指標に示されている。この経済的成功は、1986年に開始され、1989年に本格化された経済改革の過程で採用された健全な経済政策によりもたらされたものである。

この経済的成功は、人々に根強く残るヴェトナム経済への不信を徐々にではあるが取り除こうとしている。しかしながら経済に対する全面的な信頼を得るためにはまだ時間がかかろう。

前述の健全な経済政策を含む、現行の政府の政策の一貫性と継続性を確保することが、ヴェトナムの経済および金融市場に対する信頼性を高めるために必要である。これが、ヤミ市場から正規の市場へ資金を還流させるための最も本質的な条件である。

政府の政策の一貫性が損なわれた例として、1975年以来2回行われた預金の封鎖と紙幣の切り替えを挙げることができる。この変更により、人々の銀行制度に対する信頼は著しく損なわれた。政策の継続性は常に確保されなければならない。

b) ヴィエトナム中央銀行による銀行の監督

ヴィエトナム中央銀行の定める現行の銀行管理基準は、次の基準を定めている。

- ・ 貸出し制限—単一の顧客に対する貸出し額は、銀行の資本金および準備金の合計の10%を超えてはならない。
- ・ インサイダーおよび利害関係者との取引—インサイダーおよび利害関係者に対する貸付は資本金の5%を超えてはならない。
- ・ 出資に関する制限—顧客に対する出資は、顧客の資本金の10%を超えてはならない。
- ・ 資本充実義務—自己資本比率は5%以上でなければならない。

銀行管理基準を強化し、次のような規定を含めるべきである。

- ・ 国際的に通用する会計基準の採用
- ・ 貸付金の分類と滞留債権から発生する貸倒損失に備えるための引当金の計上に関する具体的な基準

ベトナムにおいては、国際的に通用する会計基準が採用されるまでは、銀行の経営成績を正しく評価し、比較することはできない。

また、銀行の抱える不良債権の大きさを考慮すれば、最低自己資本比率は現行の5%から大幅に引き上げられるべきである。

銀行管理基準の強化、金融政策の独立性の確保、十分に教育訓練を受けたベトナム中央銀行のスタッフを増員等の法的、制度的な強化によりベトナム中央銀行の監督機能を強化し、銀行制度に対する信頼性を高めるべきである。

銀行が倒産することに伴うリスクから中小規模の預金者を守るために銀行預金保険機構を創設すべきである。

c) 現実に対応した金融商品づくり

既に述べたとおり、「金および米ドル」が、最も重要な金融資産であり、しかもそれが正規の金融市場の外にあるということがベトナムの金融市場の抱える最大の問題点である。

金融市場の資金量を増加するということは、実際にはこれらの金融資産を正規の金融市場に取り込むということである。この目標を達成するために、無記名債券の発行等次に述べる手法を含むあらゆる努力が政府により行われなければならない。

ベトナム政府は、債券の発行を検討している。この検討作業のなかで、次のような点も考慮すべきである。

無記名債券の発行は、正規の金融市場への資金の還流を促進するもうひとつの現実的な方策である。無記名債券においては、債券の所有者の氏名は登録されることがなく、したがって債券証券の保有者が債券の正当な権利者であると見做される。

巨大なヤミ金融市場が存在するということはベトナムの現実である。

人々は、時として、正規の金融市場に資金を投じることにより、その者の氏名が明かとなり、資金の出所が突き止められるのではないかと懸念する。無記名債券の発行は、このような懸念

を減じ、正規の金融市場に資金を引きつけることになろう。

ヴェトナム国民の金融市場に対する信頼の欠如を考えると、無記名債券の期間は、3カ月から3年程度の短いものとするのが妥当であろう。

d) 金利体系の是正

既に述べたとおり、現行の金利体系は部分的に依然として歪んでいる。この歪みを解消するためには、家計と企業の間で設けられている預金金利の差別を撤廃すべきである。

さらに、長期貸付金の金利は、短期貸付金のそれよりも高く設定されるべきであろう。長期貸付金の貸付期間は、短期貸付金のそれよりも長いから、当然前者のリスクの方が後者のそれよりも高いと考えられる。そのために長期貸付金の金利は短期貸付金のそれよりも高くなるべきである。しかしながら、この金利の逆転現象の幅は、最近になって縮減しているということに留意しなければならない。例えば、中長期貸付金の平均金利は、かつては1.2%から1.5%であったものが、1994年3月時点では月利1.7%に上昇した。一方短期貸付金の金利は1.8%から1.9%のままであった。

ヴェトナムでは、現在のところ、銀行業にも売上税が適用されている。下記に示されているとおり、売上税の税率は、銀行の種類により15%から30%間での幅がある。農業銀行の場合には税率は2%である。

農業銀行および農業信用協同組合	2%
投資銀行	15%
外国商業銀行	30%
投資および商業銀行、金融会社その他	15%

e) 売上税の廃止

売上税は、銀行業にとってはコストであるから、売上税が課税されることによるコストを銀行はスプレッドを拡大することにより回収しようとする。その結果預金金利は本来よりも低く、一方貸出金利は高く設定されることになる。売上税の課税によりもたらされるこのような「コストとプライス構造」は、次の2つの悪影響を生む。ひとつは預金金利が低く設定されるために預金意欲をそぐということである。もうひとつは、貸出金利が高くなることにより、産業部門の金融負担が増大することである。このような理由から、売上税の銀行業への適用を直ちに廃止すべきである。そうでなければ、少なくとも売上税が廃止されるまでは、売上税の税率を単一化し、さらにその税率を引き下げるべきである。

f) 利益税の税率の単一化

利益税の税率は、国営商業銀行の場合50%であるのに対して外国銀行支店およびジョイントベンチャー銀行の場合には25%である。しかしこのように利益税の税率を銀行間で差別することについては合理的な理由は認められない。利益税の税率を銀行間で統一すべきである。

g) その他の政策手段

国内投資法 (Domestic Investment Law) が最近立法化された。この法律の目的のひとつは、

ビジネスへの投資を奨励し、ヤミ市場から正規の市場への資金の還流を図ることである。そうであれば、事業活動に関連するさまざまな法的規制は、国内投資の促進を図るために柔軟に適用されるべきである。

外国からの直接投資は、プロジェクトに対する出資および貸付により、確実にベトナム国内の資金量の増加に貢献する。

現行の外国投資奨励策を見直し、外国投資プロジェクトの稼働を加速するために外国投資奨励策を一層強化すべきである。外国政府による資金援助も、特にインフラストラクチャーの建設のために、ベトナムにとって重要なもうひとつの資金の源泉である。

(2) 民間部門を育成するための制度金融

銀行貸付全体に占める国営企業向けの融資の割合は、政府の政策がより多くの資金が民間部門に振り向けられるように修正されたために、1991年および1992年の約90%という比率からは低下しているとはいうものの、1993年においてもその約3分の2は依然として国営企業向けの融資である。しかも、民間部門への融資の多くは、農業および商業セクターへの短期貸付である。一方、長期貸付の多くの部分は主として国営商業銀行により貸付られており、さらにその多くは依然として国営企業に貸付られている。

このようなベトナムの金融事情のなかで、民間の工業セクターは深刻な資金不足、特に長期資金の不足に悩まされている。このような理由から、制度金融が政府のイニシアティブのもとに創設され、運営される必要がある。制度金融は具体的には次節以下に述べる二つの金融制度から構成されることになろう。

a) 制度融資 (Policy-based finance scheme)

民間部門を対象とする融資制度を創設することは、ベトナムの民間部門が抱えている金融面における困難の解決におおいに貢献するであろう。国営企業の民営化の進展を図るために、民営化の過程にある国営企業もこの融資制度の対象とされるべきである。

民間部門の資金の量的な必要をみとすることはまず第一に優先されるべきことではあるが、相対的に低い金利とか融資期間をより長くするといった融資の質的な面での必要も充足されなければならない。

この融資制度は、そのために特に設立された政府系金融機関により実施されるか、または特別の融資スキームをつくり、これを政府の供与する資金を使って、一般の銀行を通じて実施されることになろう。

ほとんどの民間企業は銀行から融資を受けるために必要な十分な担保をもっていないので、政府が民間部門のための「融資保証制度」をつくることは、民間部門にとって極めて有益な金融支援策である。政府系の保証機関が保証を供与するというのが最も適当であろう。

上記の二つの金融スキームに関連する現実的な問題は、これらのスキームに必要な資金をいかに確保するかということである。この問題に関しては即座に解決する方法はないかもしれないが、租税の徴収制度を強化することは、その解決に役立つ。しかしもっと基本的には現状では政府の歳入に組み込まれていない、中央および地方の各レベルの政府関係機関の事業からの

収益を中央政府の予算のなかに取り込むことにより、政府の歳入基盤を大幅に拡大し、強化すべきである。したがって、行政ならびに政府機構の改革が、政府歳入基盤の拡大のための大前提となる。一方、外国政府からのODA資金は、これらの金融スキームのもうひとつの資金源となろう。

b) 制度融資の目的と適格基準の明確化

制度融資は、ベトナムにおいては最も希少な資源である資金を人為的に管理し、政府の政策により特定の事業活動に振り向ける結果となるから、ベトナムの全体的な産業政策に照らして、これらの制度融資の目的が明確にされなければならない。

上記の制度融資の目的から派生する、これらの資金および保証をえるための適格性の条件は、明確化にされ、一般に公表されるべきである。このようにして制度融資の公正さと透明性が確保されなければならない。

(3) 国営企業改革 (State Enterprise Reform)

実業部門の健全性は、金融部門の財務状態に直接的に影響を及ぼす。国営企業向けの融資は、依然として銀行貸付の大宗を占めているのであるから、国営企業改革を進展させることが銀行の財務状態を改善するために不可欠である。

a) 国営企業の民営化の促進

国営企業の経営が非効率であることは、過去何十年かに及ぶ計画経済時代における競争の欠如の結果である。ほとんどの国営企業は競争力をつけることができず、市場経済のなかで生き残ることができない。

国営企業を民営化することは、国営企業の経営の効率化を図るうえで最も適切かつ基本的な手段である。国営企業のなかには倒産するものがでてきたとしても、国営企業改革の過程における不可避な現象として受けとめるべきである。

b) 国営企業の経営の改善

工業部門の生産高に占める国営企業のシェアは極めて高い。例えば、1993年では工業部門の総生産高の70%以上は、国営企業による生産である。一方で、国営企業のうち特定のものは、政府の政策により国営企業として事業を継続することになっている。このような事情から、国営企業の経営の効率を改善することも、ベトナム経済の活性化のためには決定的に重要である。

国営企業の経営の効率化を図るためには、国営企業と非国営企業とが、対等の競争条件で競争する環境が整備され維持されなければならない。国営企業は、優遇されるべきでもないし、逆に差別されるべきでもない。つぎの提言は、国営企業と非国営企業の対等の競争条件をつくるために必要なものである。最初の提言は国営企業のもっている有利性を奪うものであり、後の提言は、反対に国営企業の不利な条件を是正するものである。

これらの指摘事項に併せて、「税制改革」(B.5)の章で述べられている「資本税 (Capital Tax) および減価償却賦課金 (Depreciation Charges)」に関する提言も参照されたい。この提言も国

営企業と非国営企業の対等の競争条件をつくることに貢献するものである。

市場金利よりも著しく低い（半分または3分の1）金利による低金利融資が、依然として国営企業に供与されている。つぎの条件を満足する国営企業は、低金利融資を受けることができる。

- ・ ライセンスの見直しにあたりライセンスの更新が認められていること
- ・ 低金利融資の条件をみたすプロジェクトであること
- ・ フィージビリティスタディが行われていること

国営企業と非国営企業の対等の競争条件をつくるために、国営企業と非国営企業の両方に適用される低金利融資制度の適格条件をみたすことを条件として、国営企業への低金利融資を実施すべきである。

国営企業は、土地使用权に担保を設定しようとする場合、監督官庁の許可を得なければならない。したがって、国営企業が土地使用权に担保を設定することは、未だ一般的には行われていない。

国営企業は独自の判断により、土地使用权に対する担保を設定することが認められるべきであり、金融面における「国営企業の経営の自主性」ならびに「国営企業と非国営企業の対等の競争条件」が確保されるべきである。

5) 金融改革の経済に及ぼす効果

(1) 正規の金融市場への資金の還流と利用可能な資金量の増大

この章で提言されている金融改革の最も重要な成果は、金融市場に対する信頼を醸成することである。このことは、現実に対応した金融商品の導入および歪んだ金利体系の是正の効果とあいまって、ヤミ市場から正規の金融市場への資金の還流を加速しよう。

銀行の抱えている不良債権問題を解決することも、金融市場に対する信頼を醸成するために極めて重要である。したがって、「国営企業の民営化の促進」と「国営企業の経営の効率化」から構成される「国営企業改革」を成功させることが金融市場に対する信頼に直接的に影響するものであることを念頭におかなければならない。

(2) 貸出金利の低減

国営企業改革の成功は、ベトナムにおける銀行業のリスクの低下をもたらす。その結果、現在の高い銀行スプレッドは縮小し、貸出金利が低下することになる。

(3) 制度融資による産業政策の実現

金融市場の資金量が増加することにより、ベトナムの産業政策を促進するための制度融資を充実するための条件が整う。

産業政策の目標のなかには、「国営企業改革の推進」と「民間部門の育成」が当然含まれるであろうから、制度融資は、これらの政策目標の実現に貢献することになる。

(4) 民間部門の育成

ベトナムにおいては、政府の金融政策が是正されたとはいえ、資金の多くが依然として国営企業に振り向けられる。このため民間企業の場合、資金特に中長期資金が不足している。さらに金利が高いことに基づく金融コスト負担が高いことが民間企業にとってはもうひとつの頭痛のタネである。これらが、民間部門の企業が抱える最も深刻な問題である。

利用可能な資金が増加することならびに貸出金利が低下することは、民間部門のこのような金融面における問題の解決におおいに役立つものである。制度融資は民間部門の育成にさらに貢献しよう。

(5) ベトナム経済の活性化

産業政策の達成、国営企業改革の進展、民間企業の育成等の、前述の経済効果は、相互に関連しあいながらベトナム経済の活性化をもたらそう。経済が活性化することにより、国内市場および国際市場におけるベトナム製品の競争力が強化されることになろう。

B.5 税制改革

近年の税制改革の結果、ベトナムの税制は、整備されわかりやすくなった。中央政府が徴収する9つの租税に関しては国営企業と民間部門の間には差別がない。したがって国営企業と民間部門とは、中央政府が徴収する租税に関しては対等な条件をもっていることになる。地方政府が徴収する地方税や賦課税に関しては依然として改革の余地が残されているが、これは近年の税制改革の中で達成された重要な成果である。

1) ベトナムにおける租税

(1) 租税の概要

ベトナムにおいては、現在9つの租税がある。これらは1990年から1994年にかけて逐次導入されたものである。これらの租税の名称と導入年度が下記に掲げられている。これらの9角租税に関するさらに詳しい説明は表 B.15 でなされている。

租税の種類	導入年度
利益税	1990
特別消費税 (物品税)	1990
資源税	1990
所得税	1990
売上税	1990
固定資産税	1991
関税	1992
土地利用権移転税	1994
農地利用税 (農業税)	1994

(出所) 大蔵省租税局 (General Department of Taxes, 大蔵省)

(2) ヴィエトナムの地方税

大蔵省の説明では、ヴィエトナムにはおよそ75種類の地方税がある。これらの例として、国営企業に対する資本税 (Capital Tax on SOEs)、国営企業に対する減価償却賦課金 (Depreciation Charge to SOEs)、屠殺税 (Slaughter Tax)、病院税 (Hospital Fee)、学校税 (School Fee)、自動車登録税 (Registration of Motor Vehicle Fee)、事業認可税 (Business License Fee)、宝くじ税 (Lottery Receipt Fee) 等々が挙げられる。

a) 資本税

資本税は、政府の出資する国営企業の資本に対して課税される。資本税に関しては、省 (Province)、地区 (District) からの出資も中央政府からの出資として取り扱われる。資本税は、国営企業から国営商業銀行その他の銀行を経由して納付され歳入のなかに組み込まれる。

資本税の税率は、年間4.8%から6%である。資本税は、本質的には国営企業に対する投資に対する金利負担としての性格をもつ。したがって、現行の税率は、市場金利と比較してはるかに低いということに留意する必要がある。

b) 減価償却賦課金

減価償却賦課金は、国営企業が行う政府予算へのもうひとつの財政的貢献である。政府の定めるガイドラインに準拠して計算された減価償却額は、政府に納付されることになっている。したがって、減価償却により産み出される資金は、国営企業のなかに留保されない。政府への納付は、資本税と同じく国営企業から国営商業銀行その他の銀行を経由して行われる。

減価償却額の計算にあたり、「機械設備」および「建物」の最長耐用年数は、政府により、各々10年および25年と定められている。

しかしながら、資本税ならびに減価償却賦課金の納付は、しばしば当該国営企業が財政的に困難な場合には、免除されたり、支払期限の延長がなされるということに留意しなければならない。

(3) 徴税システム

前述の9つの租税は、すべて中央政府 (具体的には大蔵省) により徴収される。しかしながら、これらの租税の徴収自体は、中央政府により行われるものの、租税によっては、中央政府の歳入として徴収されるもの、地方政府の歳入として徴収されるもの、中央政府と地方政府との間で配分されるものに分れる。この関係は、表 B.16に整理されている。

地方政府傘下の国営企業および民間企業の利益税は、地方政府の歳入として徴収されることに留意しなければならない。原油に課税される資源税は、中央政府の歳入として徴収されるが、その他の資源に対する資源税は、地方政府の歳入として徴収される。

各地方に散在する徴税官は、大蔵省の租税局に直接帰属している。地方政府のために徴収される税金は、徴収された後州政府に配賦され、ついで州政府がその州の各地区に配分する。行政組織における第4層を構成する「地域」 (Communal) および「村」 (villages) は、この租税の配

分の対象とはされない。

地方税の配分システムは複雑多岐にわたる。州および地区の歳入となる地方税のほとんどは、それぞれの地方行政組織の責任で徴収される。

2) 政府歳入の動向

1989年から1993年までの政府歳入の構造は、表B.17に掲げられている。政府歳入の構造を分析する場合に、租税が国営企業と民間部門とに平等に課税されるようになったのは、1990年から1994年にかけて逐次行われた9つの租税の導入の結果であるということを念頭におかなければならない。したがって、税制改革の成果は、1993年の政府歳入のなかには、まだ完全に反映されていないのである。

中央政府によって徴収される租税は、その後で地方に配賦されるものを含めてすべて中央政府の予算のなかに含まれているということに留意する必要がある。

(1) 国営企業からの移転収入への依存度が高いこと

政府の歳入は、依然として国営企業からえられる収入に対する依存度が高い。1993年度における政府歳入に占める国営企業からの収入の割合は、50.1%であり、その内訳は「租税および移転収入」が41.6%、「減価償却賦課金」8.5%となっている。

税制改革の成果が、全面的に中央政府の予算のなかに反映されるようになれば、国営企業改革ならびに民間部門の育成の成果と相俟って、数年のうちに政府歳入の構成に著しい変化がみられるようになるだろう。

(2) 「輸出入税」 (Import and Export Duties)

輸出入税からえられる歳入は、1993年度の全歳入額の19.3%を占めており、その内訳が不明である「諸税」の項目を除外すると、歳入項目のなかで2番目に大きい。このように輸出入税は、政府歳入のなかでも重要な歳入項目のひとつである。

(3) 政府歳入に占める間接税の比率が低いこと

どの租税が直接税で、どの租税が間接税であるかの区分は必ずしも明確ではないが、仮に表のなかで「農業税」から「輸出入税」までの項目のうち「利益税」および「所得税」以外が間接税であると仮定すれば、間接税の政府歳入に占める割合は34.9%に過ぎない。

特に、売上税の歳入に占める割合は、2.8%に過ぎない。間接税の収入を増やす余地、特に売上税の収入を増やす余地は多いにあると考えられる。しかしながら、「提言」の項で述べられているとおり、ゆくゆくは売上税を廃止し、付加価値税を導入すべきであるということには留意しておかなければならない。

3) 税制改革の方向性

国家計画委員会の説明では、今後の税制改革の方向性はつぎのようなものである。

- ・ 税制度の簡素化
- ・ 税制における制度的な矛盾の解消
- ・ 税率の「刻み」の数を少なくすることおよび税率が高い部分については税率を引き下げる
- ・ 「特別消費税」（物品税）の対象品目を拡大することならびに税率の引き下げ
- ・ 利益税および所得税の税率の引き下げ
- ・ 土地利用の有効化を図るための「土地利用ライセンス料」（“Land Use Right License”）の改善
- ・ 租税徴収制度を自己申告制度に改めること
- ・ 売上税の改正
- ・ 税率の引き下げ
- ・ 関税－関税率は原則的に引き下げる

この税制改革の基本的な方向性に関連して、大蔵省の説明では、従来の「所得税」および「利益税」に代えて「個人所得税」（Personal Income Tax）と「法人税」（Corporate Income Tax）の導入を検討しているとのことである。

現行の利益税は、個人が稼得したものであろうと会社が稼得したものであろうと。事業からのえられた所得に対して課税されている。一方で現行の所得税は高額所得者に対してのみ課税されている。しかしながら上記の税制改正により、会社は法人税を課税されるようになり、またもっと多くの人々が個人所得税の課税対象とされるようになる。

4) 提言

税制改革に関する提言事項の相互関係が、「提言事項の相関図（税制改革）、図B.5」に掲げられている。

(1) 利益税の税率の単一化と税務上の優遇策の導入

産業部門間で利益税の税率が異なっていること、つまり軽工業（税率35%）、とくにサービス業（税率45%）に対して、重工業（税率25%）に対するよりも高い税率が課税されていること背景は、産業部門間にみられる原価率、利益率、売上回転率、従業員の所得水準等の格差を「調整」（adjustment）しようとするところにある。

しかしながら、利益税率を差別化することは、このような所期の期待通りの機能を果たしていない。というのも、同一産業に属している企業間であってもこれらの要因について格差が存在しているにもかかわらず、利益税の税率は同一産業においては同一だからである。

「調整」という概念は、消極的に過ぎると考える。そこで「調整」という概念に代えて「促進」（promotion）という概念の導入を提言する。「促進」という概念のもとでは、企業の事業活動の内容がヴェトナムの産業政策と合致する場合には、投資税額控除、特定目的の引当金の損金算入、所定の要件を満足する固定資産投資について加速償却を認めること、特定目的のための支

出について倍額の損金算入を認めること等の税務上の優遇措置が与えられる。

このような税務上の優遇措置を与えることにより、企業の事業活動をベトナムの産業政策の方向に誘引することを確実にしめるように、優遇措置を受けるための条件が、単にどの産業に属するかといったお雑把なものではなく、もっと決め細かく具体的に定められなければならない。

税率そのものは、税制の原則的部分を構成するものであるから、すべてのものに等しく適用されるのが基本である。したがって、利益税の税率は税務上の優遇措置を与えるために変更されるべきものではない。また単に税率を低くするだけであれば、赤字企業はこの措置から恩恵を受けることはできない。この点からも利益税の税率を差別化することにより税務上の優遇措置を与えようとするのは適当ではない。

(2) 徴税制度の強化

一般的には、主要な税収と考えられる利益税、所得税、売上税の政府歳入に占める割合は各々1.9%、0.6%、2.8%に過ぎない。これらの割合は、当然あるべき割合を大幅に下回っている。

税務担当官の増員、税務行政の効率化、税法の厳正な執行等により大蔵省の徴税能力を強化することにより、直接税、関税の両方を含む租税収入を大幅に増やす必要がある。

我々は、この報告書において「銀行預金保険機構」、「貿易保険制度」等の様々な制度の導入を提言しているが、資金がなければこれらの制度を導入することはできない。したがって、徴税制度を強化することにより政府歳入の基盤を強化することは、決定的に重要である。

(3) 売上税に変わる「付加価値税」(Value Added Tax ("VAT"))の導入

1993年に実験的に付加価値税が導入された。つまり会計帳簿の整備等の所定の条件をみたす卸売り業者および小売業者は、4%から16%の税率で付加価値税に対して課税されることを選択することが認められたのである。大蔵省の説明では、現在ベトナム政府はこの付加価値税の実験的プログラムの成果を検討中であり、この検討作業は1995年10月までに完了する予定である。付加価値税制の大綱の作成は、1996年度中には完成し、1997年に付加価値税を導入する予定である。

我々は、中長期的には、会計基準の確立、帳簿制度の整備、公認会計士等の会計職業人に関する資格の創設等の付加価値税導入の前提条件が整備された段階で、現在の売上税に代えて付加価値税を全面的に導入されるべきであるということについては同意する。日本においては1989年に付加価値税が導入されたが、これは4万人を超える公認会計士、税理士の存在なくしては到底果たしえなかったといえる。

これらの前提条件の整備は2年後の1997年までに完了するとは思えないので、前述の付加価値税導入のスケジュールは、現実的ないし実務的であるとはいえない。

このような前提にたてば、大蔵省の説明する売上税の改革は極めて現実的かつ実務的である。この改革案では、売上税の税率は、現在0%から40%の税率の間で18の異なる税率があるが、それが10の異なる税率に減らされる。それと同時に税率そのものも引き下げられる。このような売上税の改革により「金融」、「企業分業」、「輸出振興」に及ぼす現在の売上税の悪影響—これについては関連するそれぞれの章で説明されている—は緩和され、減じられるものと考えられる。

さらに進んで、我々は、売上税の様々な悪影響を最少にとどめるために、売上税の税率を相対的に低い単一の税率、例えば5%に統一することを提案したい。その一方で、売上税の税収を確保し、個人ならびに企業の売上税の負担の公平化を図るためにするために、売上税の徴税が厳正に執行されなければならないことはいうまでもない。

付加価値税を導入する際には、導入の初期においては、付加価値税の仕組みはどちらかというよりも簡素なものであるのが望ましいということに留意すべきである。日本の付加価値税制においては、付加価値税を個別の請求書により立証することは求められておらず、例えばヨーロッパのそれと比較するとより簡素なものであると考えられている。ヴェトナムの付加価値税制を最終的に決める前に、諸外国の付加価値税制度を研究するのが望ましい。

(4) 資本税および減価償却賦課金

国営企業と非国営企業との間に対等の競争条件をつくることは、国営企業の経営の独立性を強化することとともに極めて重要である。このような観点から資本税率の引き上げ、減価償却賦課金の撤廃等の提言を行う。

国営企業に課税される資本税の税率は年4.8%から6%であるが、これは市場金利比較すると遥かに低い。資本税の税率は、国営企業と民間企業の事業活動に対等の競争条件をつくるために、大幅に引き上げられるべきである。

減価償却による資金を国営企業に留め、減価償却資金を当該企業の自己資金の源泉のひとつとするために、減価償却賦課金は撤廃されるべきである。このような改革は、国営企業改革のひとつの目標である国営企業の経営の自主性の強化に貢献しよう。

1995年6月早々に、固定資産の耐用年数の選択により大きな自由裁量を与える旨が政府から発表されたと報じられた。この発表のなかで減価償却賦課金が廃止され、今後は減価償却による資金は国営企業に留保されることが認められると述べられている。

(5) 近代的な会計基準の制定と職業会計人に関する資格の創設

原価計算基準を含む近代的な会計基準が、政府の定める機関により制定される必要がある。近代的な会計基準は国営企業および民間企業を含む企業の経営を近代化するための不可欠な用具である。利益税のための課税所得計算は、会計基準により計算された会計上の利益に税務上の調整を加えて計算されるべきものである。

また、公認会計士のような職業会計人の資格も創設されなければならない。

B.6 行政改革

1) 基本方針及び進捗

行政改革は1986年のドイモイ（刷新）政策の柱の一つであり、経済改革／市場経済政策、なかんづく工業開発と軌を一にして実施する必要がある。

“国家行政改革…刷新の重要なステップ”と題された資料によれば行政改革法は未制定であるが、早期にこれに係る政府決議がなされる事になっている。行政機構を改善し、政府介入を最小限に抑さえるべく様々な手を打ってきている。即ち、i) 重複した政府各部門の権限／サービスの整理、ii) 中央政府と地方政府権限の重複の調整、iii) 個人的ないし党人脈に依存している採用システムの能力ベースシステムへの変更等である。1992年には、政府は政府職員の地位、等級、給与体系、配置転換を含む機構改革を目的としたタスク・フォースを組織した。具体的な検討事項は下記の通りである。

- a) 老年職員の再教育・訓練
- b) 若年職員の採用
- c) 各省庁支所の機能／分掌の適正化／明確化
(但し、大蔵省は除く)
- d) 国家計画委（SPC）の機能、権限、組織の改革
- e) 職員再訓練予算及び再訓練組織の設立
- f) 政府職員の外国語履修（最低1ヶ国語）

以上の努力にも拘わらず、政府の機構、機能は基本的に、従来の中央計画経済体制の枠に留まっており、行政改革は経済改革のテンポより大巾に遅れている。又、法律、規定並びに運用にも混乱、矛盾がみられ、官僚的事務処理と併せて投資家を悩ませている。

2) 行政改革の方向

政府関係機関等との意見交換及び、その他の調査結果にもとづき、行政改革に係る本調査団の見解、提言を以下に述べる。猶、以下の見解、提言はあくまで“ハノイ地域工業開発”との関連にもとづきなされたものであり、行政改革の検討を主眼とした詳細な調査にもとづくものではない。従って、ヴェトナム政府による本格的分析／検討の際の参考資料と見なされるべきものである。

(1) 基本方向

中央並びに地方レベルで行政改革は、下記の方向に沿ってなされるべきである。

- a) 政府の役割を直接生産者の役割から支援者のそれに変更するとともに、政府介入を原則として直接介入から間接的な性格のものとする。

- b) 透明性の強化
政府の決定及び行政手続きの透明性を強化する。
- c) 官僚的対応の改善
投資家なかんづく外国投資家及び事業家への官僚的対応の改善。
- d) 情報開示
国有企業を含む各企業の財務をはじめとする経営情報を積極的に公開する。
- e) 一貫性の確立
政策、法制の頻繁な変更及び、相互矛盾を避け、投資家の信頼を確保する。
- f) 政府サービスの一本化
特に外国直接投資の導入に関して、諸官庁にまたがっている行政手続き、サービスを一本化する。
- g) 許認可手続重複の廃止
中央政府と地方政府による投資認可手続きの重複を回避すべく、制度改革を行う。
- h) 工業開発及び貿易振興政策の統一
製造業各サブ・セクター相互及び、農業、エネルギーを始めとする他産業セクターとの密接な連関を考慮し、統一的な工業開発政策を樹立する。又、製造業製品輸出の拡大及び工業用原材料・中間財の輸入増を考慮し、工業開発政策と整合性のとれた貿易振興政策を策定する。
- i) 自由競争市場の確保
行政改革は、極力、規制、政府介入を減らし、国有企業、民営企業を問わず、平等かつ自由な市場参入並びに活動を保証する方向で実施する。
- j) 政策立案機能と企業経営機能の分離
現在、SPCを除く22省庁のすべてが国有企業を傘下にもち、これ等の企業経営に参画するとともに、各担当セクターに係る産業開発政策の立案を行っている。個別企業の経営方針と政策とが往々にして矛盾する事を考えると、各省庁の持つ両機能を分離する事が望ましい。
- k) 経済主体に対する効率的な公共サービスの提供
公共サービスは経済主体に対する効率的なサービスの提供を目指すべきである。とくに、外資による直接投資に対しては、窓口一本化、手続き簡素化、一層の時間短縮を計る。

(2) 個別提言

行政改革に係る具体的提言を以下に述べるとともに、全体の流れを図B.6に示す。

a) 国有資産管理庁及び民営化／株式会社化委員会の設立

現在、国有企業の資産所有権の実質的な行使はライン省庁及び地方政府（人民委）が行っている。国有企業の民営化／株式会社化並びにその他国有企業の経営自主権の強化にともな

い、企業の経営と所有の分離が進むものと考えられる。上記状況に対処し、一元的かつ一貫性のある国有資産管理を行う為の“国有資産管理庁”を設立する事が望まれる。同管理庁は大蔵省の監督下に置き、基本的に以下の機能を持つべきである。

- (a) 土地使用权を含む、国有企業のすべての資本、資産、債務の所有権及び処分権を行使する。
- (b) 国有企業負債の処理
- (c) 国有企業の清算、合併、リース、民営化/株式会社化の実施
- (d) 株式売却の実行

上記の提言に沿った資産管理局が大蔵省の内局として設立された。同局の組織及び分掌は以下の通りである。

組織/予算/人事権

1. 大蔵大臣の補佐を目的とし、大蔵省に直属する。
2. 総局長1名及び次長(複数)を持つ。総局長の任命及び罷免は大蔵大臣の助言にもとづき、総理大臣が行う。次長の任免は大蔵大臣が行う。
3. 中央レベルは、i) 総局及び総局室、ii) 株式会社化局、iii) 技術第1~第4局、で構成される。技術第1~第4局は対象とする国有企業の監督省庁により区分される。
4. 各県(Province)、中心都市には総局に属する地方局を置き、局長、次長を置く。局長、次長の任免は大蔵大臣が行う。
5. 中央、地方の総局、室、局の運営経費は中央政府予算により賄われる。
6. 中央、地方の各局の職員は政府職員であり、最終人事権者は大蔵大臣である。

権限/機能

1. 国有資産の一元的管理を目的として、大蔵大臣を補佐する。
2. 具体的には、国有資産の利用・管理に係る法律案、施行細則案等の作成。
3. 国有資産の利用・保全に対する検査・監督。
4. 国有企業と他資本・企業との合併案に対する評価と評価書の首相への提出。
5. 国有企業による外国借款に対する債務保証。
6. 清算、合併、倒産における国有財産の検査・監督。
7. 国有資産の移転、リース、担保設定に関し、大蔵大臣へ報告、許可申請。
8. 国有企業経営/管理政策・制度案の作成及び国有企業資産に係る財務、会計管理の指導。
9. 国有企業財務状況の年次レビュー。
10. 国有企業の株式会社化をはじめとする資本の多様化の実施に係る、大蔵大臣の補佐。
11. 国有資産管理に係る規則の制定並びに国有企業に対する、国有資産管理報告の提出命令。

上記総局の設立は、国有企業改革及び国有企業株式会社化及び民営化にとって重要なステップになると考えられる。同総局のタスクは重要かつ膨大であり、行政改革による職員削減方針とは別に、質量ともに十分な職員を投入する事が望ましい。又、今後、更に下記の点が検討される事が望まれる。

- (a) 総局は大蔵省の一部局であり、一方、国有企業を傘下に持つ中央省庁は22にのぼる。従って、中央省庁との調整、合意形成が重要であり、総局の権限が依拠する大蔵大臣の権限強化が必要である。

- (b) 本システムの成否は、一つには Local State Enterprise を傘下に置く地方政府（人民委）の協力にかかっており、この点においても大蔵大臣の権限強化が望ましい。
- (c) 首相が代表者を任免する General Company を始めとする戦略国有企業に対する同総局の権限を明確にする必要がある。
- (d) 上記 (a)～(c) に鑑み、一案としてハイ・レベルの委員会（委員長：副首相レベル）を設立し、委員会で基本方針／計画を策定し、同総局が実行部隊となるシステムも検討の価値がある。

b) 投資庁の設立

現在迄に、ヴェトナムは相当量の外資導入に成功している。しかしながら、今後、一尽の外資誘致を計るためには2つの制約要因を除去する必要がある。即ち；

- (a) 現行制度では投資ライセンスを取得するまでの手続きが煩雑で時間がかかる。大規模事業の場合、投資家は地方政府、監督省庁、SCCIの認可を経て、最終的には首相の承認が必要となる。
- (b) 現在、外資直接投資の認可権限を持つSCCIは国内投資には関与していないが、合併を含む海外と国内の投資家の緊密な協力が必要となっており、両者の一元的な管理・認可が必要である。

現行制度による上記制約を踏まえ、海外及び国内投資家による投資を一元的に扱い、かつ投資家が必要とする諸認可手続きをまとめて処理する投資庁の設立を提言する。同庁の主要責務は以下の通り。

- (a) 国内資本との合併を含む外国投資申請の評価と認可。
- (b) 国内資本申請の評価と認可。
- (c) 外国資本と国内資本との合併の促進及び外資から国内企業への下請けの促進。
- (d) 投資促進に係る政策、法則、基準のガイドラインづくり。
- (e) 投資事業認可手続き及びヴェトナム現地法人設立手続きの決定。
- (f) 投資インセンティブ付与の決定。
- (g) 外国直接投資優先案件リストの作成。
- (h) 投資及び製品市場に関する情報の収集と投資家への提供。

投資庁の設立にともない、土地使用権についても投資庁が当該人民委等と協議の上、認可する方向で検討される事が望ましい。投資庁は既存のSCCIを母体とし、これを発展させる形で設立することが望ましい。

c) 一元的工業開発政策立案体制の樹立

現在、SPCを除く22省庁と各県人民委とが国有企業を監督しており、工業分野においても同様の状況となっている。この結果、以下の問題が生じている。即ち、

- (a) 時により、政策立案官庁としての省庁の立場と国有企業監督者としての利害が矛盾す

る。

- (b) 多数の省庁と人民委とが工業政策策定にばらばらに関与しており、工業サブ・セクター同志の相関を考慮した総合的かつ一元的工業政策の立案がなしえない。

この問題の解決の為に下記の対策を提言する。

- (a) 国営企業管理を各省庁、人民委の責務から除外し、政策官庁へ転換させる。
- (b) 総合的工業開発政策等の策定を目的とする中央組織（省）を樹立する。

具体的には、省の合併を軸とする以下の代替案が考えられる。

- (a) 重工業と軽工業省の合併による工業省の設立。
- (b) 上記2省プラス、エネルギー省の合併による工業・エネルギー省の設立。

将来における工業製品の輸出及び工業原材料、中間財の輸入の重要性に鑑み、上記2案に貿易（商業）省を加える事により、工業・貿易省（c案）及び工業・エネルギー・貿易省（d案）を設立する代替案も考えられる。(a)、(b)2案のなかでは、エネルギー政策との一貫性を確保しうる(b)案が望ましいと思われるが、4案のうちでは貿易政策も含む(c)、又は(d)案の採用が望ましいと考える。

d) ヴィエトナム貿易振興会の設立

発展する東・東南・南アジアの中央部を占めるヴィエトナムの地政学位置及び良質の人的資源を考えればヴィエトナム経済にしめる貿易の役割は極めて重要と考えられる。とくに、1995年7月のアセアン加入を契機として、ヴィエトナム経済はアセアン、AFTAの分業体制のなかで重要な役割を担うものと思われる。以上に鑑み、政府財政の支援のもとに、ヴィエトナム貿易振興会を設立し、貿易なかんづく輸出促進にあたる事が望ましい。代替案としては、既存のヴィエトナム商工会議所の国際貿易促進機能を強化する事も考えられる。

B.7 鋳物工業の再編成手法（ケーススタディー）

1) ケーススタディーの背景

ハノイ地域における鋳物工業の再編成のケーススタディーを、以下の背景からとり上げることとなった。

- a) ハノイ地域の既存工場を視察した結果、ハノイの鋳物工業はもっとも改善と近代化が図られるべき業種であることが判明した。鋳物工業は歴史的背景と基礎技術を有しており、鋳鉄製品や鋼製品は品質が改良され、市場が開拓されればASEANや日本へ輸出可能となることも考えられる。
- b) 多くの国営企業は鋳物の生産設備を有しているが、その稼働率は低く、生産効率は悪い。個々の工場が内製化しているため、分業システムができてない。
- c) Appendix Dに示した様に、近代工業では分業システムの構築が不可避で、ハノイの鋳物工業は典型的なケースとして検討対象となる。
- d) 鋳物工業に分業システムを適用するには、鋳物工場の株式化及び民営化が必要であろう。

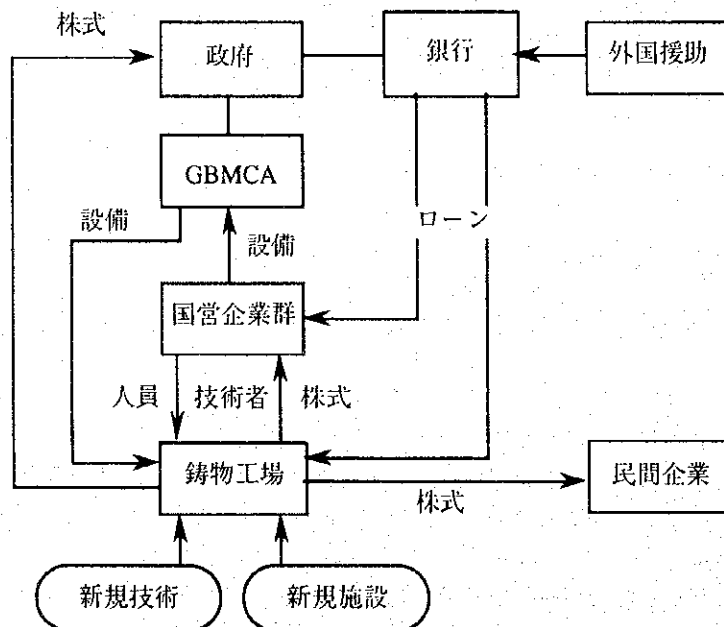
2) 再編成案

以下の様な方法により、ハノイ地域に1～2社の鋳物工場を新たに設立する。

- a) 既存国営工場の鋳物製造設備を可能な限り新工場へ移転する。General Bureau for Management of State Capital and Assets of State Enterprises (GBMCA)が、この設備移転において機能することとなろう (Appendix-B.3参照)。
- b) 1～2の新しい会社を設立し、設備を国営企業から移転し、従業員、技術者も移籍する。
- c) 移転した設備に加え、国立商業銀行のツーステップローン等を利用し新たな機器を購入する。設備、人員を移転した国営工場は新規鋳物工場の株式を取得する。又、民間投資家による株式取得も必要となろう。
- d) 新規鋳物工場は国営企業の下請けと、あるいはその他市場を開拓して業務を確保する。国営企業は内部の鋳物部門を廃止、鋳物部品は全て新規鋳物工場から購入するものとする。
- e) 新規鋳物工場は、先進工業国から技術協力を受け、技術革新に努める。国内及び海外の市場開拓も強力に推進する必要がある。

3) 再編成の工程

新規鋳物工場の設立工程を以下の様に想定する。



再編成の実施においては、透明性の確保が必要である。資産の評価についてはGBMCAの様な責任のとれる機関が行うことが、求められる。

4) 再編の効果

鋳物工業の再編の為の新会社の整備は、ハノイ地域の既存工業の近代化にとって次の様な効果がある。

- a) 鋳物工業の新会社において、生産効率の向上、製品の質の改善が進む。
- b) 鋳物工業の新会社には分業システムと下請けシステムを定着化、生産効率の向上、製品の質の改善が行われる。
- c) 国営企業の株式化、民営化が進む。
- d) 生産技術の改善が進み、国内販売及び海外への輸出マーケットが開拓される。
- e) 新会社は、既存工場再編と株式化／民営化のモデルケースであり、国内、海外マーケット獲得の先兵である。

ハノイ地域の鋳物工業の再編計画は、本編第4章2節及びAppendix-Eで提言している、鋳物工業の技術及び経営の近代化と共に、より詳細な調査を行うことが必要である。

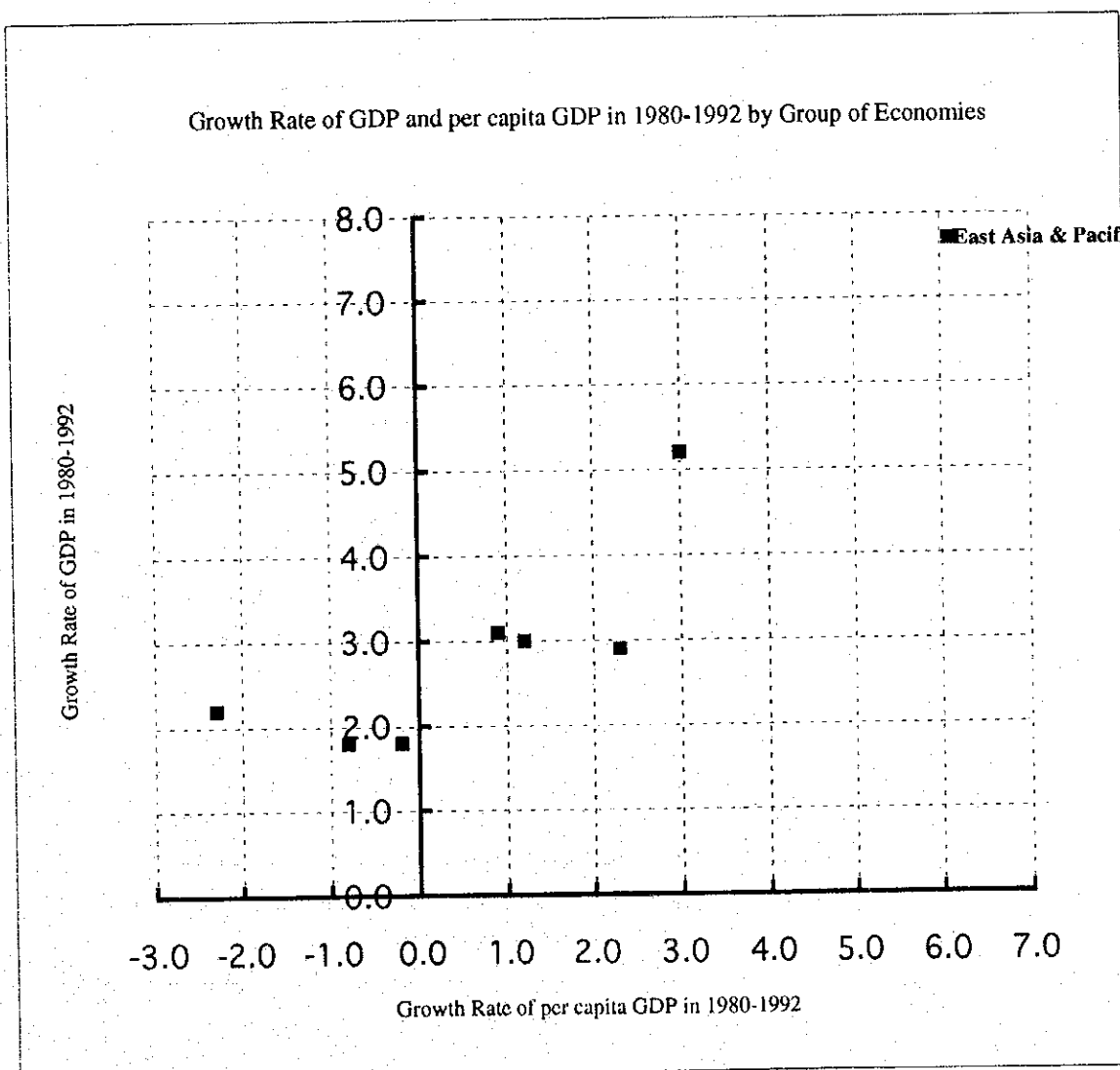
表B.01 1人当たりGDPの各国比較

	Population (millions) mid-1992	GDP per capita (dollars) in 1992	Average growth rate of GDP per capita 1980-1992	Average growth rate of GDP 1970-1980	Average growth rate of GDP 1980-1992
Ethiopia	54.8	110	-1.9	1.9	1.2
Bangladesh	114.4	220	1.8	2.3	4.2
India	883.6	310	3.1	3.4	5.2
Nigeria	101.9	320	-0.4	4.6	2.3
Pakistan	119.3	420	3.1	4.9	6.1
China	1162.2	470	7.6	-	9.1
Egypt...Arab Rep.	54.7	640	1.8	9.5	4.4
Indonesia	184.3	670	4	7.2	5.7
Philippines	64.3	770	-1	6	1.2
Colombia	33.4	1,330	1.4	5.4	3.7
Thailand	58	1,840	6	7.1	8.2
Poland	38.4	1,910	0.1	-	0.6
Turkey	58.5	1,980	2.9	5.9	4.9
Iran, Islamic Rep.	59.6	2,200	-1.4	-	2.3
South Africa	39.8	2,670	0.1	3	1.1
Brazil	153.9	2,770	0.4	8.1	2.2
Mexico	85	3,470	-0.2	6.3	1.5
Argentina	33.1	6,050	-0.9	2.5	0.4
Korea, Rep.	43.7	6,790	8.5	9.6	9.4
Spain	39.1	13,970	2.9	3.5	3.2
United Kingdom	57.8	17,790	2.4	2	2.7
Italy	57.4	20,480	2	3.8	2.4
France	57.4	22,260	1.7	3.2	2.2
Germany	80.6	23,030	2.4	2.6	2.6
United States	255.4	23,240	1.7	2.8	2.7
Japan	124.5	28,190	3.6	4.3	4.1
Hong Kong	5.8	15,360	5.5	9.2	6.7
Singapore	2.8	15,730	5.3	8.3	6.7
Malaysia	18.6	2,790	3.2	7.9	5.9
Low & Middle Income	4610.1	1,040	0.9	-	3.1
Sub-Saharan Africa	543	530	-0.8	3.6	1.8
East Asia & Pacific	1688.8	760	6.1	-	7.7
South Asia	1177.9	310	3	3.5	5.2
Middle East & N. Africa	252.6	1,950	-2.3	-	2.2
Latin America & Carib.	453.2	2,690	-0.2	5.4	1.8
High Income Economies	828.1	22,160	2.3	3.2	2.9
World	5438.2	4,280	1.2	3.4	3

Source: World Development Report 1994, by the World Bank

表B.02 1人当たりGDP, GDP成長率の地域比較

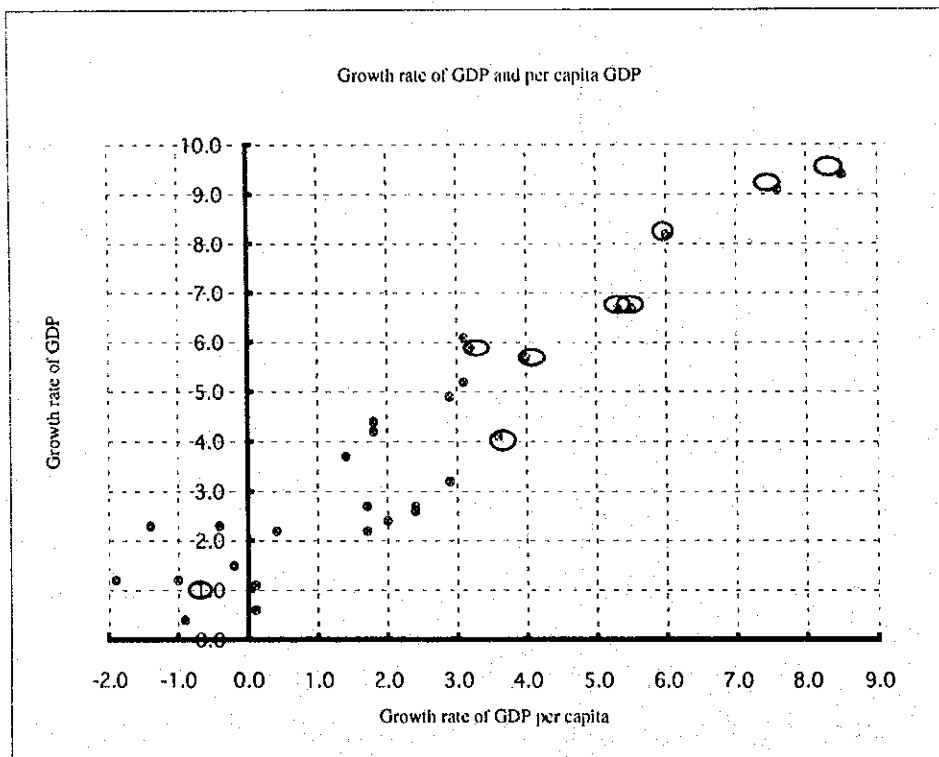
	Average growth rate of GDP per capita 1980-1992	Average growth rate of GDP 1980-1992
Low & Middle Income	0.9	3.1
Sub-Saharan Africa	-0.8	1.8
East Asia & Pacific	6.1	7.7
South Asia	3.0	5.2
Middle East & N. Africa	-2.3	2.2
Latin America & Carib.	-0.2	1.8
High Income Economies	2.3	2.9
World	1.2	3.0



表B.03 1人当りGDP及びGDPの成長率比較

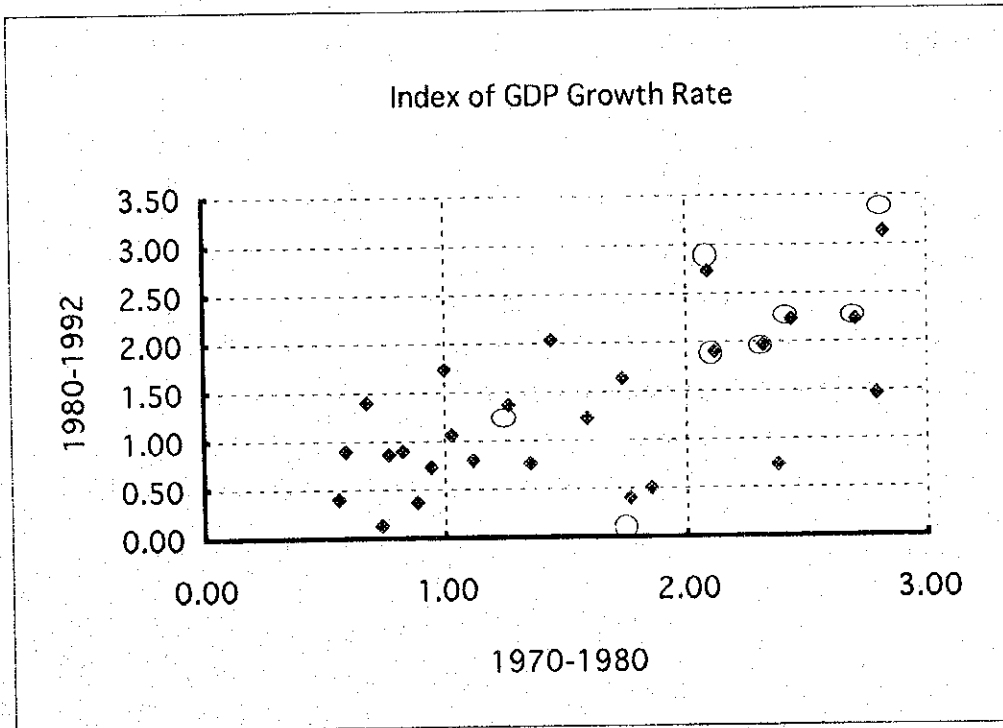
	Average growth rate of GDP per capita 1980-1992	Average growth rate of GDP 1980-1992
Korea, Rep.	8.5	9.4
China	7.6	9.1
Thailand	6.0	8.2
Hong Kong	5.5	6.7
Singapore	5.3	6.7
Pakistan	3.1	6.1
Malaysia	3.2	5.9
Indonesia	4.0	5.7
India	3.1	5.2
Turkey	2.9	4.9
Egypt, Arab Rep.	1.8	4.4
Bangladesh	1.8	4.2
Japan	3.6	4.1
Colombia	1.4	3.7
Spain	2.9	3.2
United Kingdom	2.4	2.7
United States	1.7	2.7
Germany	2.4	2.6
Italy	2.0	2.4
Nigeria	-0.4	2.3
Iran, Islamic Rep.	-1.4	2.3
Brazil	0.4	2.2
France	1.7	2.2
Mexico	-0.2	1.5
Ethiopia	-1.9	1.2
Philippines	-1.0	1.2
South Africa	0.1	1.1
Poland	0.1	0.6
Argentina	-0.9	0.4

⊕ → East Asian Economies



表B.04 GDP成長率の変化 (1970-80及び1980-92)

	Average growth	Average growth	Index devided	Index devided
	rate of GDP 1970-1980	rate of GDP 1980-1992	by World Average 1970-1980	by World Average 1980-1992
Korea, Rep.	9.6	9.4	2.82	3.13
Thailand	7.1	8.2	2.09	2.73
Singapore	8.3	6.7	2.44	2.23
Hong Kong	9.2	6.7	2.71	2.23
Pakistan	4.9	6.1	1.44	2.03
Malaysia	7.9	5.9	2.32	1.97
Indonesia	7.2	5.7	2.12	1.90
India	3.4	5.2	1.00	1.73
Turkey	5.9	4.9	1.74	1.63
Egypt, Arab Rep.	9.5	4.4	2.79	1.47
Bangladesh	2.3	4.2	0.68	1.40
Japan	4.3	4.1	1.26	1.37
Colombia	5.4	3.7	1.59	1.23
Spain	3.5	3.2	1.03	1.07
United States	2.8	2.7	0.82	0.90
United Kingdom	2.0	2.7	0.59	0.90
Germany	2.6	2.6	0.76	0.87
Italy	3.8	2.4	1.12	0.80
Nigeria	4.6	2.3	1.35	0.77
France	3.2	2.2	0.94	0.73
Brazil	8.1	2.2	2.38	0.73
Mexico	6.3	1.5	1.85	0.50
Philippines	6.0	1.2	1.76	0.40
Ethiopia	1.9	1.2	0.56	0.40
South Africa	3.0	1.1	0.88	0.37
Argentina	2.5	0.4	0.74	0.13



表B.05 各国の産業別GDP

		GDP per capita (dollars) in 1992	Agriculture (%)	Industry (%)	Services (%)	Adult Illiteracy (%) in 1990
A-1	Ethiopia	110	48	13	39	-
A-2	Bangladesh	220	34	17	49	65
A-3	India	310	32	27	40	52
A-4	Nigeria	320	37	38	25	49
A-5	Pakistan	420	27	27	46	65
A-6	China	470	27	34	38	27
A-7	Egypt, Arab Rep.	640	18	30	52	52
A-8	Indonesia	670	19	40	40	23
B-1	Philippines	770	22	33	45	10
B-2	Colombia	1,330	16	35	49	13
B-3	Thailand	1,840	12	39	49	7
B-4	Poland	1,910	7	51	42	-
B-5	Turkey	1,980	15	30	55	19
B-6	Iran, Islamic Rep.	2,200	23	28	48	46
C-1	South Africa	2,670	4	42	54	-
C-2	Brazil	2,770	11	37	52	19
C-3	Mexico	3,470	8	28	63	13
C-4	Argentina	6,050	6	31	63	5
D-1	Korea, Rep.	6,790	8	45	47	4
D-2	Italy	20,480	3	32	65	e
D-3	France	22,260	3	29	68	e
D-4	Germany	23,030	2	39	60	e
D-5	Japan	28,190	2	42	56	e
D-6	Hong Kong	15,360	0	23	77	e
D-7	Singapore	15,730	0	38	62	e

Source: World Development Report 1994, by the World Bank

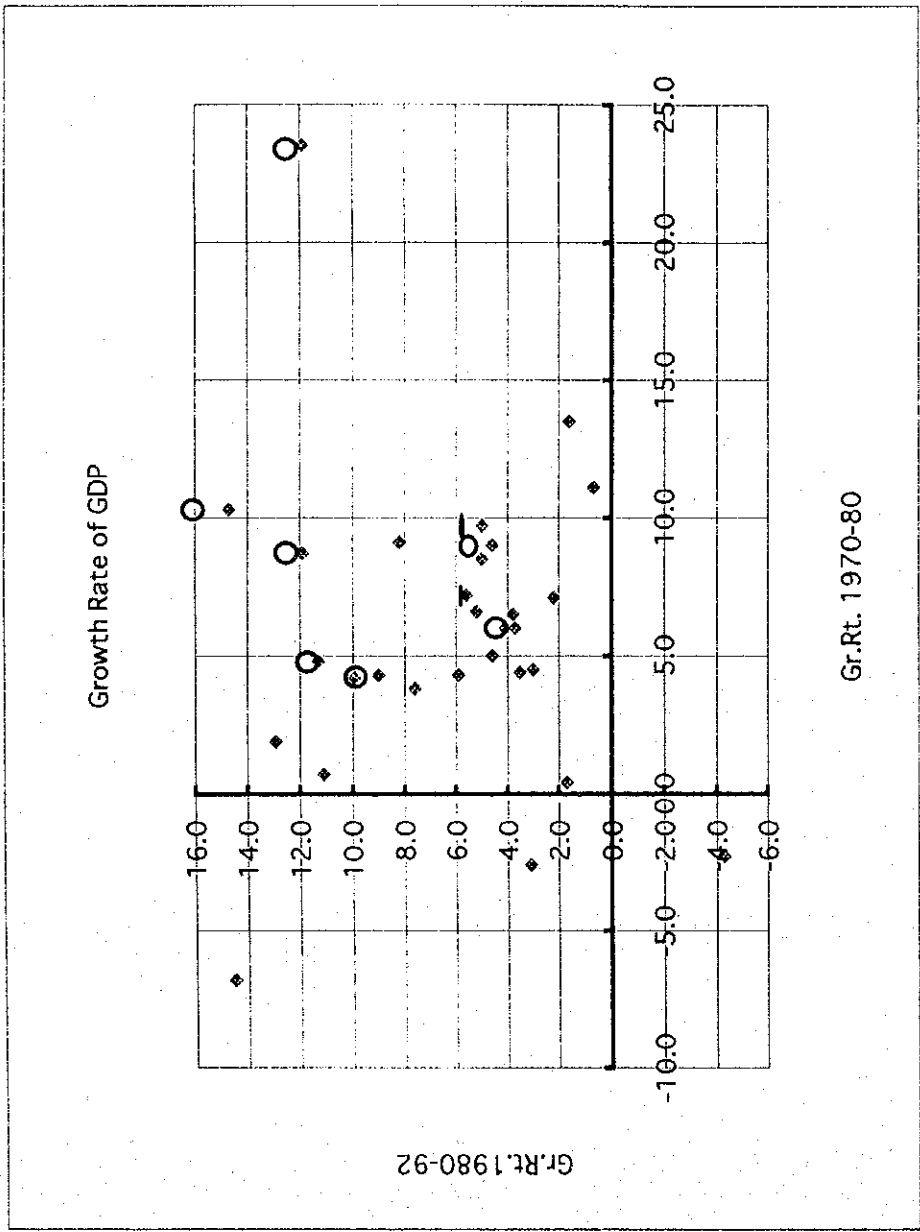
Note: "e" means illiteracy is less than 5 percent.

表B.06 GDP及び輸出額の各国比較

	GDP (million \$) in 1992	GDP per capita (dollars) in 1992	Merchandise Trade (million \$) Exports in 1992	Average Annual Growth Rt of Exports 1970-80	Average Annual Growth Rt of Exports 1980-92
Ethiopia	6,257	110	799	-2.3	-4.3
Bangladesh	23,783	220	2,527	3.8	7.6
India	214,598	310	22,530	4.3	5.9
Nigeria	29,667	320	8,119	0.4	1.7
Pakistan	41,904	420	9,360	0.7	11.1
China	506,075	470	80,585	8.7	11.9
Egypt...Arab Rep.	33,553	640	8,293	-2.6	3.1
Indonesia	126,364	670	27,280	7.2	5.6
Philippines	52,462	770	15,465	6	3.7
Colombia	48,583	1,330	6,684	1.9	12.9
Thailand	110,337	1,840	40,466	10.3	14.7
Poland	83,823	1,910	15,309	4.5	3
Turkey	99,696	1,980	22,871	4.3	9
Iran, Islamic Rep.	110,258	2,200	26,744	-6.8	14.5
South Africa	103,651	2,670	19,644	11.1	0.7
Brazil	360,405	2,770	23,115	8.5	5
Mexico	329,011	3,470	47,877	13.5	1.6
Argentina	228,779	6,050	14,864	7.1	2.2
Korea, Rep.	296,136	6,790	81,413	23.5	11.9
Spain	574,844	13,970	99,473	9.1	8.2
United Kingdom	903,126	17,790	221,658	4.4	3.5
Italy	1,222,962	20,480	184,510	6	4.1
France	1,319,883	22,260	238,299	6.6	5.2
Germany	1,789,261	23,030	407,172	5	4.6
United States	5,920,199	23,240	551,591	6.5	3.8
Japan	3,670,979	28,190	230,975	9	4.6
Hong Kong	77,828	15,360	123,427	9.7	5
Singapore	46,025	15,730	72,067	4.2	9.9
Malaysia	57,568	2,790	38,361	4.8	11.3
Low & Middle Income	4,695,645	1,040	829,967	3.9	4.4
Sub-Saharan Africa	269,955	530	60,219	2.8	2.4
East Asia & Pacific	1,266,819	760	289,984	9.5	10.5
South Asia	297,360	310	38,974	3.6	6.8
Middle East & N. Africa	454,541	1,950	112,185	3.9	0.8
Europe & Central Asia	1,124,423	2,080	179,275	-	-
High Income Economies	18,312,160	22,160	2,955,958	5.4	4.9
World	23,060,560	4,280	3,785,925	4	4.9

Source: World Development Report 1994, by the World Bank

表B.07 輸出伸び率 (1970-80年, 1980-92年)



	Gr.Rt. 70-80	Gr.Rt. 80-92
Thailand	10.3	14.7
Iran, Islamic Rep	-6.8	14.5
Colombia	1.9	12.9
China	8.7	11.9
Korea, Rep.	23.5	11.9
Malaysia	4.8	11.3
Pakistan	0.7	11.1
Singapore	4.2	9.9
Turkey	4.3	9.0
Spain	9.1	8.2
Bangladesh	3.8	7.6
India	4.3	5.9
Indonesia	7.2	5.6
France	6.6	5.2
Brazil	8.5	5.0
Hong Kong	9.7	5.0
Germany	5.0	4.6
Japan	9.0	4.6
Italy	6.0	4.1
United States	6.5	3.8
Philippines	6.0	3.7
United Kingdom	4.4	3.5
Egypt, Arab Rep	-2.6	3.1
Poland	4.5	3.0
Argentina	7.1	2.2
Nigeria	0.4	1.7
Mexico	13.5	1.6
South Africa	11.1	0.7
Ethiopia	-2.3	-4.3

表B.08 中欧と旧ソビエト連邦各国の経済指標

	Population (millions)	Area (thousands of sq.km)	GDP per capita (dollars) 1993	GDP annual growth rate 1993	Export per capita (dollars) 1993	Import per capita (dollars) 1993	Average monthly salary (dollar,1993)
Poland	38.2	313	2,231	3.8	357	416	180
Slovak Republic	5.3	49	2,065	-4.1	1,032	1,190	174
Czech Republic	10.3	79	3,067	-0.3	1,240	1,219	200
Russian Federation	148.5	17,075	1,178	-12	290	182	101
Hungary	10.4	93	3,700	-2.3	857	1,205	295
Slovenia	2	20	6,015	1	3,058	3,259	414
Ukraine	51.9	604	633	-18	60	46	22
Belarus	10.3	208	830	-10	97	68	316
Estonia	1.58	45	2,633	-3.3	515	566	404
Latvia	2.68	65	1,619	-15	376	356	344
Lithuania	3.73	65	1,102	-16.2	598	673	422
Romania	23.2	24	1,089	1	210	280	81
Bulgaria	9	9	1,225	-4.2	398	479	114
Croatia	4.7	5	2,122	-7	831	949	147
Kazakhstan	16.9	2717	1,480	-	75	213	38(261)
Uzbekistan	20.7	447	1,130	-	34	47	30(207)
Turkmenistan	3.7	488	1,353	-	284	136	32(237)
Kyrgys Republic	4.5	199	1,001	-	25	25	27(208)
Tajikistan	5.4	143	645	-	49	70	19(233)

Note: Figures in parenthesis are in 1991.

Source: Tsuneo Morita, Economics on Transition of Regime, Dec.1994.

表 B.09 金利の動向

Interest rate (per month)	1989	1990	1991	1992	1993	1994
Demand Deposit- Households	5.0%	2.4%	2.1%	1.0%	0.7%	0.7%
-Economic units	1.8%	0.9%	1.0%	0.3%	0.1%	0.1%
Three-month Savings- Households	7.0%	4.0%	3.5%	2.0%	1.4%	1.4%
-Economic units	3.0%	1.8%	2.1%	1.5%	0.8%	0.8%
Lending Rates						
Agriculture	3.7%	2.4%	3.3%	2.5%	-	-
Industry and Transport	3.8%	2.7%	3.0%	2.0%	-	-
Commerce and Tourism	3.9%	2.9%	3.7%	2.7%	-	-
Fixed Capital	-	0.8%	0.8%	1.8%	1.2%	1.7%
Working Capital	-	-	-	2.7%	2.1%	2.1%
SBVN						
Transaction Balances	-	-	1.0%	0.3%	0.1%	N.A.
Refinancing Agriculture	-	-	-	0.9%	*1	N.A.
Refinancing Other Users	-	-	-	1.2%	*1	N.A.
Inflation rate	2.7%	7.7%	4.8%	1.1%	1.2%	N.A.

*1 農業およびその他のセクターに対する再融資金利は通常の貸出金利の60%、80%に設定されている。

(注) 上記は、1994年を除いて各年の12月の金利である。
1994年については11月の金利である。

N.A.. 情報が入手できなかった

(Source) Financial Sector Review- An Agenda for Financial Sector Development
World Bank July 20, 1994 , except for 1994 figures

表B.10 ベトナムの銀行

I. Four specialized banks	
(1) Investment and development bank	
the Bank for Investment and Development of Vietnam	
(2) Commercial banks	
the Industrial and Commercial Bank of Vietnam	
the Agricultural Bank of Vietnam	
the Bank for Foreign Trade in Vietnam	
II. Other financial institutions and their number as of December 1994	
Joint stock banks	43
Finance companies	2
Credit co-operatives	62
Joint venture banks	3
Foreign Branches	9
Foreign banks having representative office	38

Source: JICA Study Team

表B.11 財務指標数値の比較—国営商業銀行および非国営商業銀行

(Amount: in billion Dong)

	<u>SOCBs</u>	<u>Non- SOCBs</u>	<u>Total</u>
Total Assets	35,149 91%	3,657 9%	38,806 100%
Income	3,657 93%	258 7%	3,915 100%
Expenses	3,088 95%	175 5%	3,263 100%
Net Profit	569 87%	83 13%	652 100%
Net Profit Ratio	16%	32%	
Capital / Assets	5.5%	20.5%	
Return on Assets	1.6%	2.3%	

(Source) Processed information obtained from "Financial Sector Review

- An Agenda for Financial Sector Development World Bank July 20, 1994"

表 B.12 国営商業銀行の財務指標数値の比較

(In billion Dong)

	Total Assets			Capital / Assets			Return on Assets					
	1991	1992	1993	1991	1992	1993	1991	1992	1993			
BIDV	2,143	4,209	5,577	55.5%	13.4%	10.5%	2.8%	2.6%	2.5%			
Incombank	5,399	6,246	8,284	4.4%	5.7%	4.7%	2.5%	0.7%	1.9%			
Vietcombank	14,049	16,036	13,790	1.0%	2.5%	3.8%	1.4%	1.9%	1.9%			
Agribank	4,971	5,140	7,498	3.8%	8.4%	5.8%	-2.3%	-0.9%	0.1%			
SOCBs total	26,562	31,631	35,149	6.6%	5.5%	5.5%	1.1%	1.3%	1.6%			
	Income			Expenses			Net Profit			Net Profit Ratio		
	1991	1992	1993	1991	1992	1993	1991	1992	1993	1991	1992	1993
IDBV	108	253	357	48	144	216	60	109	141	56%	43%	39%
Incombank	454	1,083	1,264	317	1,038	1,103	137	45	161	30%	4%	13%
Vietcombank	599	904	742	400	516	481	199	388	261	33%	43%	35%
Agribank	376	960	1,294	489	1,004	1,288	-113	-44	6	-30%	-5%	0%
SOCBs total	1,537	3,200	3,657	1,254	2,702	3,088	283	498	569	18%	16%	16%

(Source) Financial Sector Review - An Agenda for Financial Sector Development

World Bank July 20, 1994

表B.13 財務諸表-ベトナム工商銀行(Incombank)

(In million Dong)

BALANCE SHEET				
ASSETS				
	1992		1993	
1. Cash	122,287	1.9%	112,783	1.4%
2. Due from the State Bank	634,157	9.8%	520,738	6.3%
3. Due from other banks	458,769	7.1%	233,829	2.8%
4. Precious metals	9,561	0.1%	7,760	0.1%
5. Loans	4,216,788	64.9%	6,166,916	74.2%
6. Joint-venture investment	100,580	1.5%	82,028	1.0%
7. Land premises & equipments	157,513	2.4%	191,031	2.3%
8. Other assets	793,529	12.2%	994,805	12.0%
Total	<u>6,493,184</u>	100.0%	<u>8,309,890</u>	100.0%
LIABILITIES				
1. Due to customers				
AMONG-On demand	2,019,001	31.1%	2,995,847	36.1%
-On time	1,893,838	29.2%	1,360,110	16.4%
Sub-total	<u>3,912,839</u>	60.3%	<u>4,355,957</u>	52.4%
2. Due to other banks	194,726	3.0%	112,357	1.4%
3. Capital & reserve funds	397,100	6.1%	392,543	4.7%
4. Borrowings	1,269,646	19.6%	1,376,109	16.6%
5. Issuing promissory note	10,815	0.2%	1,065,675	12.8%
6. Profit before tax	123,855	1.9%	161,076	1.9%
7. Other liabilities	584,209	9.0%	846,173	10.2%
8. Difference	-6	0.0%		0.0%
Total Liabilities	<u>6,493,184</u>	100.0%	<u>8,309,890</u>	100.0%
INCOME STATEMENT				
	1992		1993	
1. Interest income				
Interest collected from loans and deposits	1,019,588	100.0%	1,094,970	99.6%
Share-earning		0.0%	4,183	0.4%
Sub-total	<u>1,019,588</u>	100.0%	<u>1,099,153</u>	100.0%
2. Interest expenses				
Interest on deposits	661,697	64.9%	542,405	49.3%
Interest on borrowing funds	185,575	18.2%	113,095	10.3%
Sub-total	<u>847,272</u>	83.1%	<u>655,500</u>	59.6%
3. Net interest income	<u>172,316</u>	16.9%	<u>443,653</u>	40.4%
4. Non-interest income				
Foreign exchange and trading of gold	54,339	5.3%	12,383	1.1%
Banking commission	3,772	0.4%	11,622	1.1%
Other income	5,582	0.5%	140,875	12.8%
Sub-total	<u>63,693</u>	6.2%	<u>164,880</u>	15.0%
5. Non-interest expenses				
Foreign exchange and trading of gold	26,262	2.6%	7,060	0.6%
Salaries and pensions	33,626	3.3%	80,436	7.3%
Other expenses	52,266	5.1%	359,961	32.7%
Sub-total	<u>112,154</u>	11.0%	<u>447,457</u>	40.7%
6. Income before taxes	<u>123,855</u>	12.1%	<u>161,076</u>	14.7%
Income taxes	78,527	7.7%	80,538	7.3%
7. Net profit	<u>45,328</u>	4.4%	<u>80,538</u>	7.3%

(Source) Annual Report 1993 of Incombank

表 B.14 財務諸表- ベトナム投資開発銀行(IDBV)

	(In million Dong)			
	1992		1993	
BALANCE SHEET				
ASSETS				
1.Claims to the economy	2,024,684	21.2%	3,725,317	31.5%
1-1.development Credits	1,525,458	16.0%	2,842,949	24.0%
1-2.Short-term Credits	449,226	4.7%	882,368	7.4%
1-3 Other	50,000	0.5%		0.0%
2.Development Financing	5,351,747	56.0%	6,267,628	52.9%
3.Treasur Bond	2,100	0.0%	2,100	0.0%
4.Reserves	738,422	7.7%	1,420,269	12.0%
5.Other assets	1,443,118	15.1%	429,596	3.6%
TOTAL ASSETS	9,560,071	100.0%	11,844,910	100.0%
LIABILITIES				
1.Capital and Funds of which:	2,105,352	22.0%	3,189,177	26.9%
(of which fund for development credit	1,540,000	16.1%	2,605,800	22.0%
2.Foreign loans for development investment	0	0.0%	618,538	5.2%
3.Fund for development financing	6,508,152	68.1%	6,513,081	55.0%
4.Deposits from clients	533,619	5.6%	1,044,630	8.8%
5.Bonds issued	24,100	0.3%	8,505	0.1%
6.Borrowings	134,507	1.4%	115,505	1.0%
7.Other liabilities	278,441	2.9%	355,474	3.0%
Difference	-24,100	-0.3%		0.0%
TOTAL LIABILITIES	9,560,071	100.0%	11,844,910	100.0%
PROFIT AND LOSS STATEMENT				
	1992		1993	
Income	357,106	100.0%	258,125	100.0%
Expenses	215,919	60.5%	127,832	49.5%
Profit before tax	141,187	39.5%	130,293	50.5%
Tax	67,770	19.0%	75,993	29.4%
Profit after tax	73,417	20.6%	54,300	21.0%

(Source) Annual Report 1993 of IDBV

表 B.15 ベトナムの租税の概要 (1/2)

(1) 利益税 (Profit Tax)

利益税は、国営企業および私企業を含むところの事業 (Enterprises) からえられる課税所得に対して課税される。課税所得の計算を構成する要素は、「総収益」、「損金と認められる費用」、「その他の収益」である。これらの各要素の概念は税法で規定されている。課税所得は、会計基準に準拠して計算された会計上の利益から導かれて計算されるわけではない。というのも、ベトナムではこのような会計基準が、現実には存在していないからである。

税率は、産業セクターによって、つぎのように異なっている。

・重工業	-25%
・軽工業	-35%
・サービス産業	-45%

小企業の場合には、税率は1%から2%と大幅に引き下げられている。課税所得額が、一定基準以下の場合には「小企業」とされる。この「一定基準額」はセクターによって異なるが、75万ドンから300万ドンの間である。

株主一人あたりの課税所得額が1000万ドンを超える場合には、その超える額について25%の税率で超過課税がなされる。

損失は、それが自然災害、戦争等の特定の理由によって生じたものである場合には、その後2年間にわたって繰り越すことができる。

(2) 特別消費税 (Special Consumption Tax)

特別消費税は、タバコ、酒類、爆竹等の特定の物品に対して課税される。その税率は、15%から100%である。

(3) 資源税 (Resource Tax)

資源税は、金属資源、金、宝石、石油、ガス等の天然資源の採掘に対して課税される。税率は、資源の種類によって異なるが1%から20%である。

外国企業が採掘をする場合には、課税の対象となる価格は、国際価格を基準にして閣僚評議会により決定される。

(4) 所得税 (Income Tax)

所得税は、個人の所得について課税される。所得税率は、0%から50%の所得額に応じた累進課税となっている。課税最低限は、月50万ドンである。月500万ドン以上の所得がある場合には、30%の税率で超過課税がなされる。

外国人もベトナム人と同じ所得税が課税される。しかしながら、所得が月240万ドン未満の場合には所得税は課税されない。超過課税は、外国人には適用されない。

表 B.15 ベトナムの租税の概要 (2/2)

(5) 売上税 (Turnover Tax)

売上税は、下記の物品を除くすべての物品について、それらがベトナム国内で販売される際に課税される。

- ・ 農業税 (Agricultural Tax) が課税される農産物
- ・ 特別消費税の課税される物品
- ・ 輸出品

売上税の対象となるセクターはつぎの3つに分けられる。

- ・ 低率課税セクター - 0% to 10%
- ・ 高率課税セクター - 30% to 40%
- ・ その他のセクター - 1% to 6%

低率課税セクターは、主として工業セクターであり、例えば鉱業、金属加工、セメント生産等の事業が含まれる。高率課税セクターは、サービスセクターであり、宝くじ、ダンスホール、海運代理業等が含まれる。

(6) 固定資産税 (Property Tax)

固定資産税は、固定資産の時価に対して課税される。税率は、土地の場合0.5%、建物の場合0.3%である。農地は、固定資産税を免除されている。

(7) 関税 (Custom Duties)

関税は、ベトナムでは「輸入税」 (Import tax) とよばれることがある。関税の税率は、0%から200%であり、28の異なった税率が適用される。消費財については、一般的には低い関税率が適用される。

加工後輸出される原材料を輸入した場合には、申請により、関税の免除または還付を受けることができる。

(8) 土地使用権移転税 (Transfer Right of Using Land Tax)

土地使用権移転税は、土地使用権の移転価格に対して課税され、土地使用権を移転するものが負担する。その標準税率は5%である。しかしながら、土地使用権を移転するものが、地代を払っていない場合ないしは地代を免除されている場合には、税率は農地の場合は10%、農地以外の場合には20%に引き上げられる。

土地使用の目的が、農業目的から農業以外の目的—工業も含まれる—に変更される場合には、税率は大幅に引き上げられ、40%となることに留意しなければならない。税負担額は、土地使用権の移転を受けるものに転化される場合が多いので、その場合には税額が土地使用権の購入原価に含まれることになる。

(9) 農地利用税 (Tax on Agricultural Land Use)

農地利用税は、土地を農業目的で使用する団体、個人に対して課税される。土地には、養殖のための土地および水面ならびに林業のための土地も含まれる。

土地は、地質、立地場所、地形、気候、灌漑の状況等の諸条件を考慮して、6種類に分けられ、税率はこれらの種類毎に異なっている。

表 B.16 中央政府と地方政府による租税収入の配分

Taxes Collected for Central Budget	Taxes Shared with Province	Taxes Collected for Province
Profit Tax (Central SOEs) Customs Duties Special Consumption Tax (Excise Duties) Resource Tax (crude oil) Transfer Right of Using Land Tax	Personal Income tax Turnover Tax	Profit Tax (Non-Central SOEs) and private companies) Tax on Agricultural Land Use Resource Tax (Non-crude oil) Property Tax

(Source) Ministry of Finance

表B.17 政府歳入の推移

	(In billion Dong) (Rev.)				
	1,989	1,990	1,991	1,992	1,993
State Enterprise	2,244	3,620	5,927	11,383	15,279
Taxes and Transfers	2,029	3,112	5,305	9,106	12,685
Depreciation	215	508	622	2,277	2,594
Non-State Sector	736	965	1,977	3,816	5,533
Agricultural Tax	308	298	707	1,294	1,351
Non-Agricultural Tax	428	667	1,008	1,992	3,376
Turnover Tax	160	262	250	582	863
Profits Tax	73	118	161	420	593
Personal Income Tax			62	153	184
License Tax	24	31	62	72	112
Commodities Tax	72	75	69	22	16
Wholesale Tax	18	32			
Slaughter Tax	16	26			
Land Tax					
Other	65	123			
Other Taxes					
External Trade:	363	733	1,099	2,194	5,900
Non-Commercial Import Tax	109	126			
Import and Export Duties	254	607	1,099	2,194	5,900
Joint Ventures					389
Other Revenue	556	835	1,080	2,782	2,401
Grants			270	848	998
Total Revenue	3,899	6,153	10,353	21,023	30,500

(Source) Vietnam Public Sector Management and Private Sector Incentives- World Bank, September 26, 1994

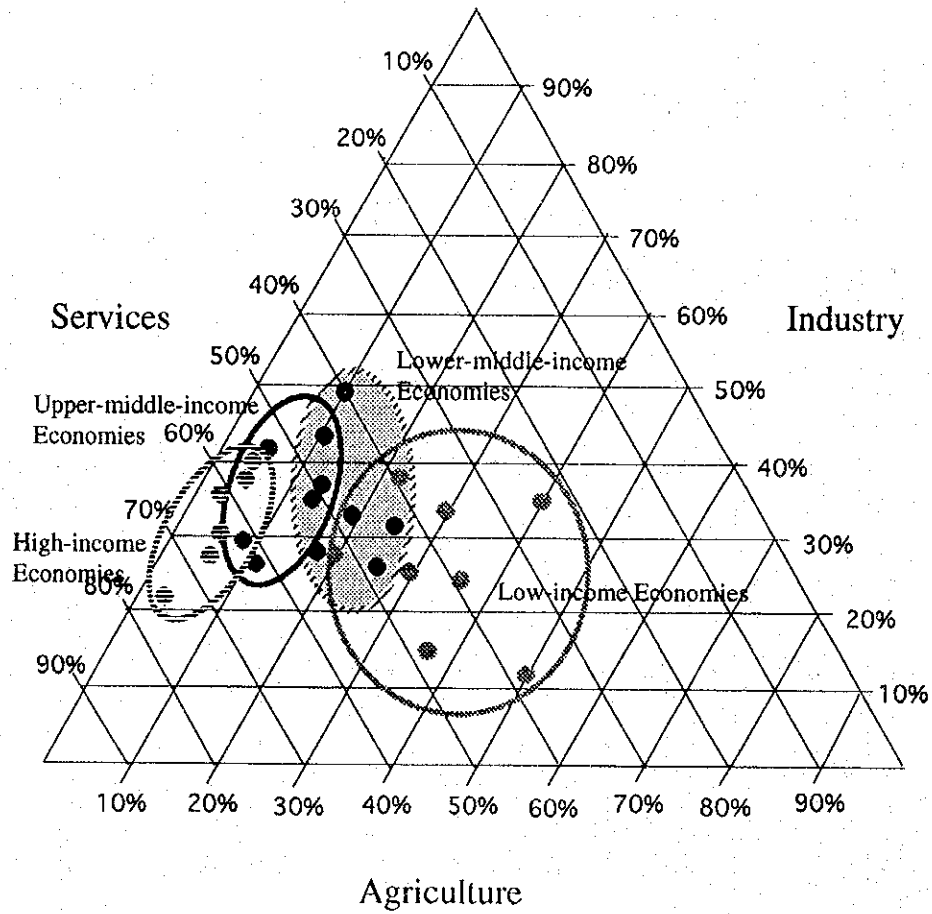
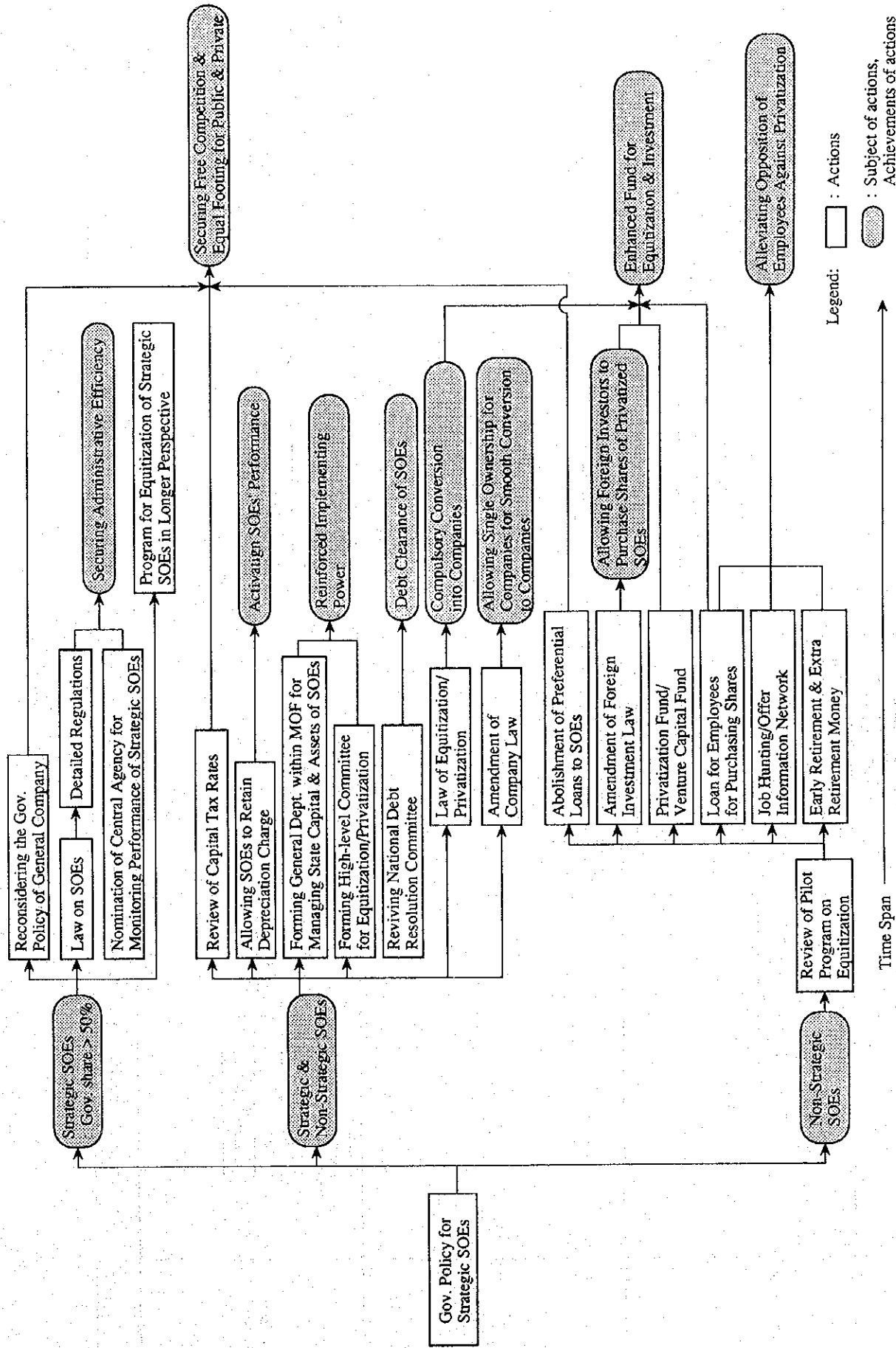
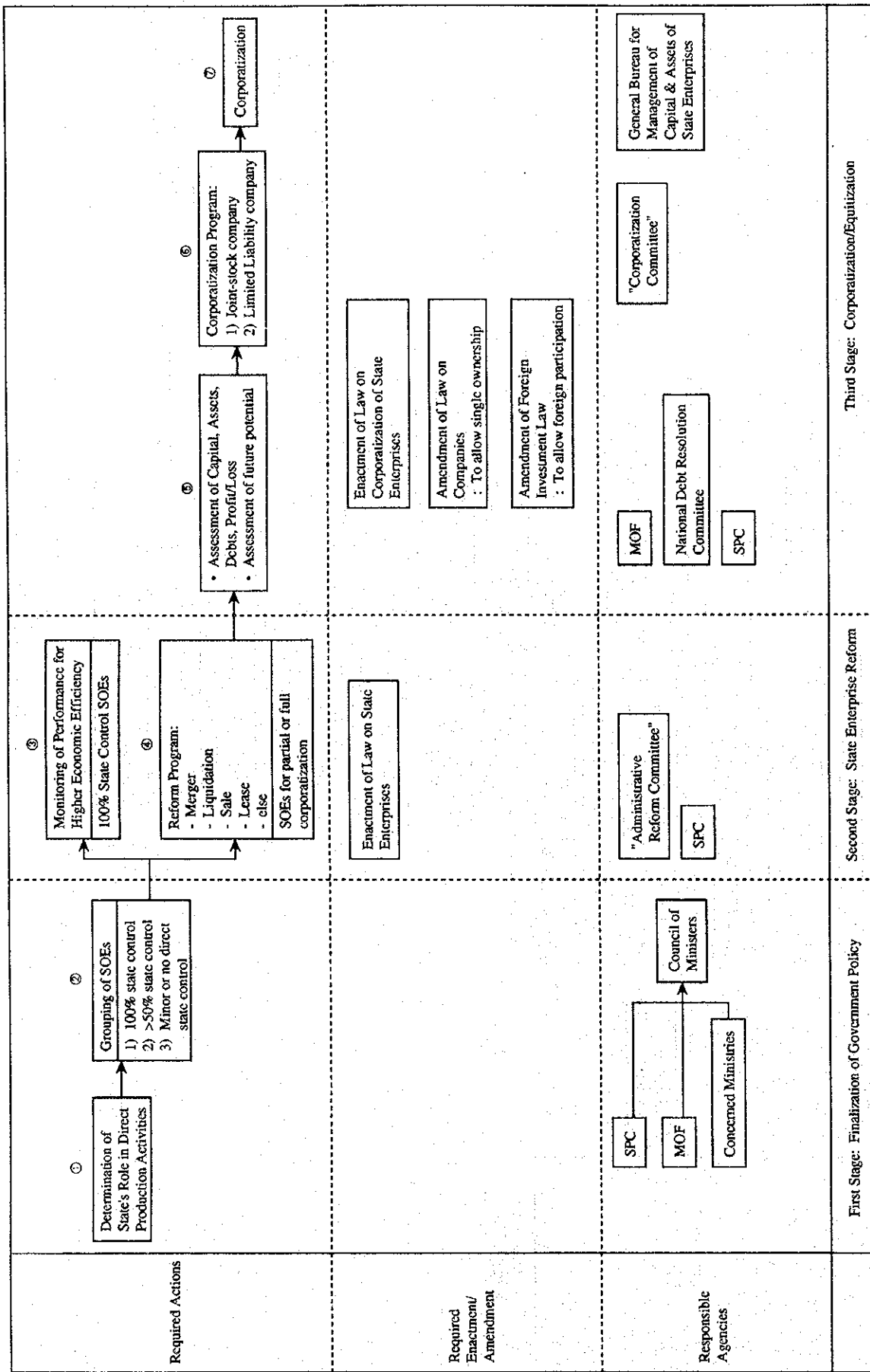


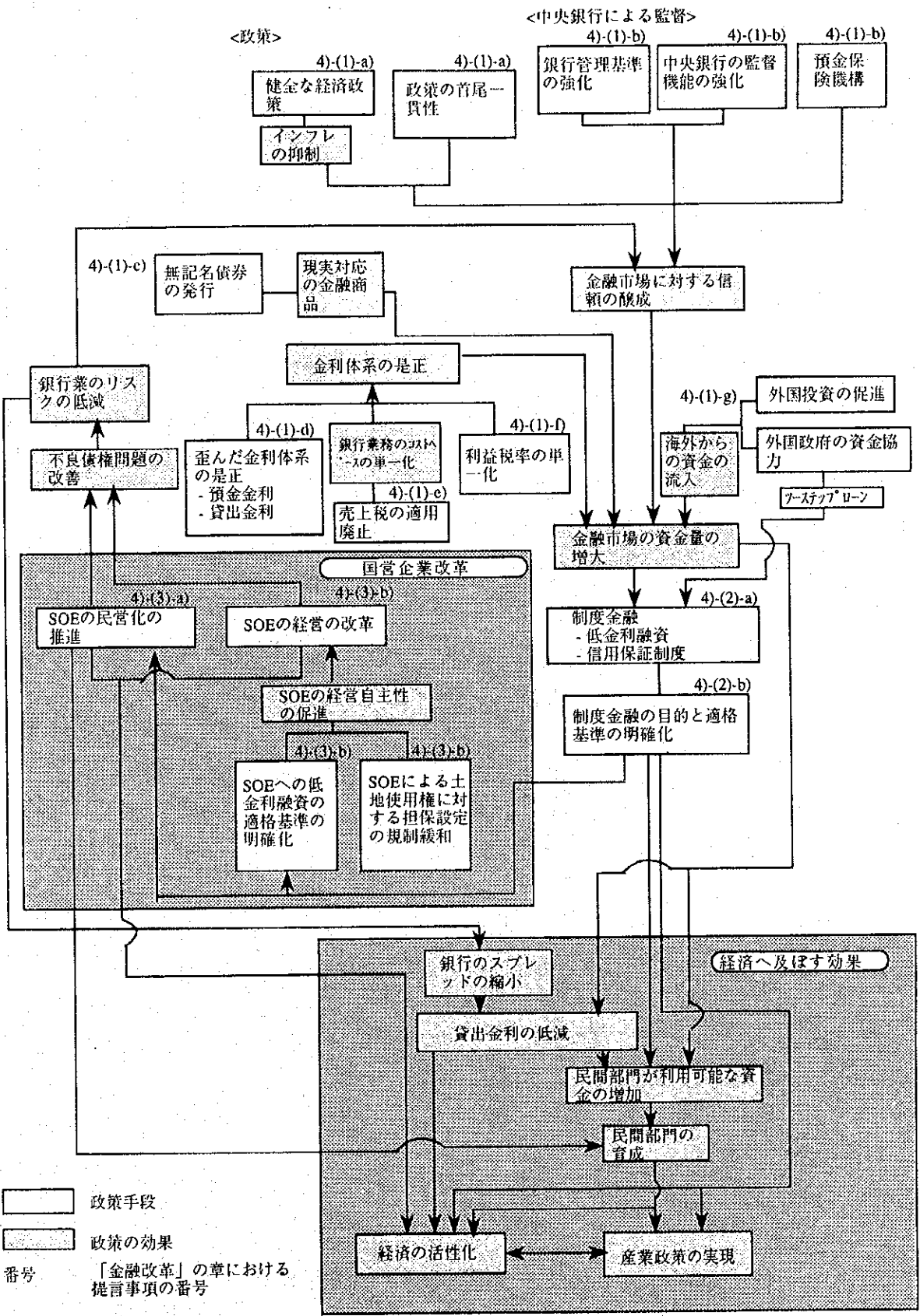
図 B.1 産業別GDP構成



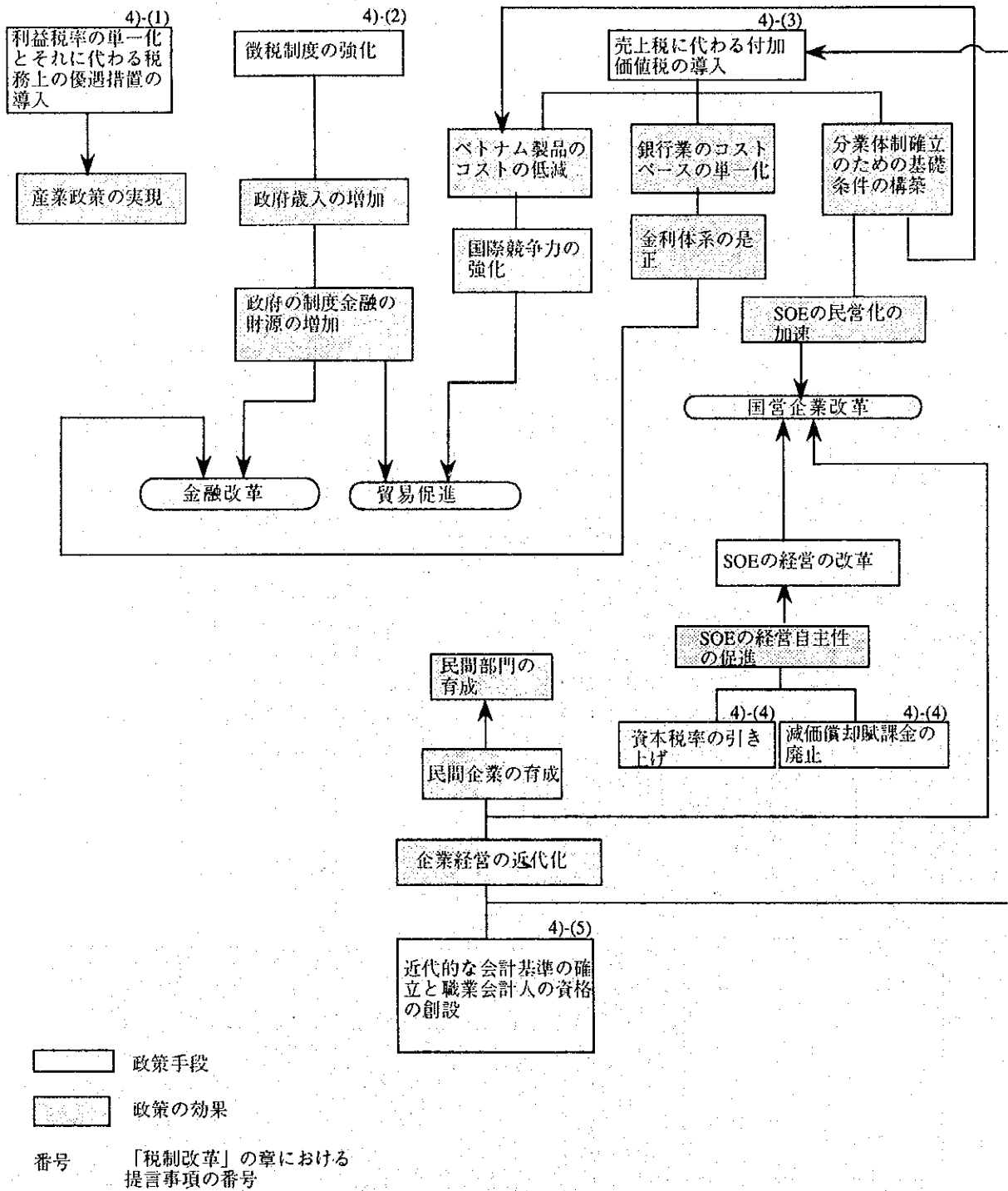
図B.2 国有企業改革／民営化促進の流れ



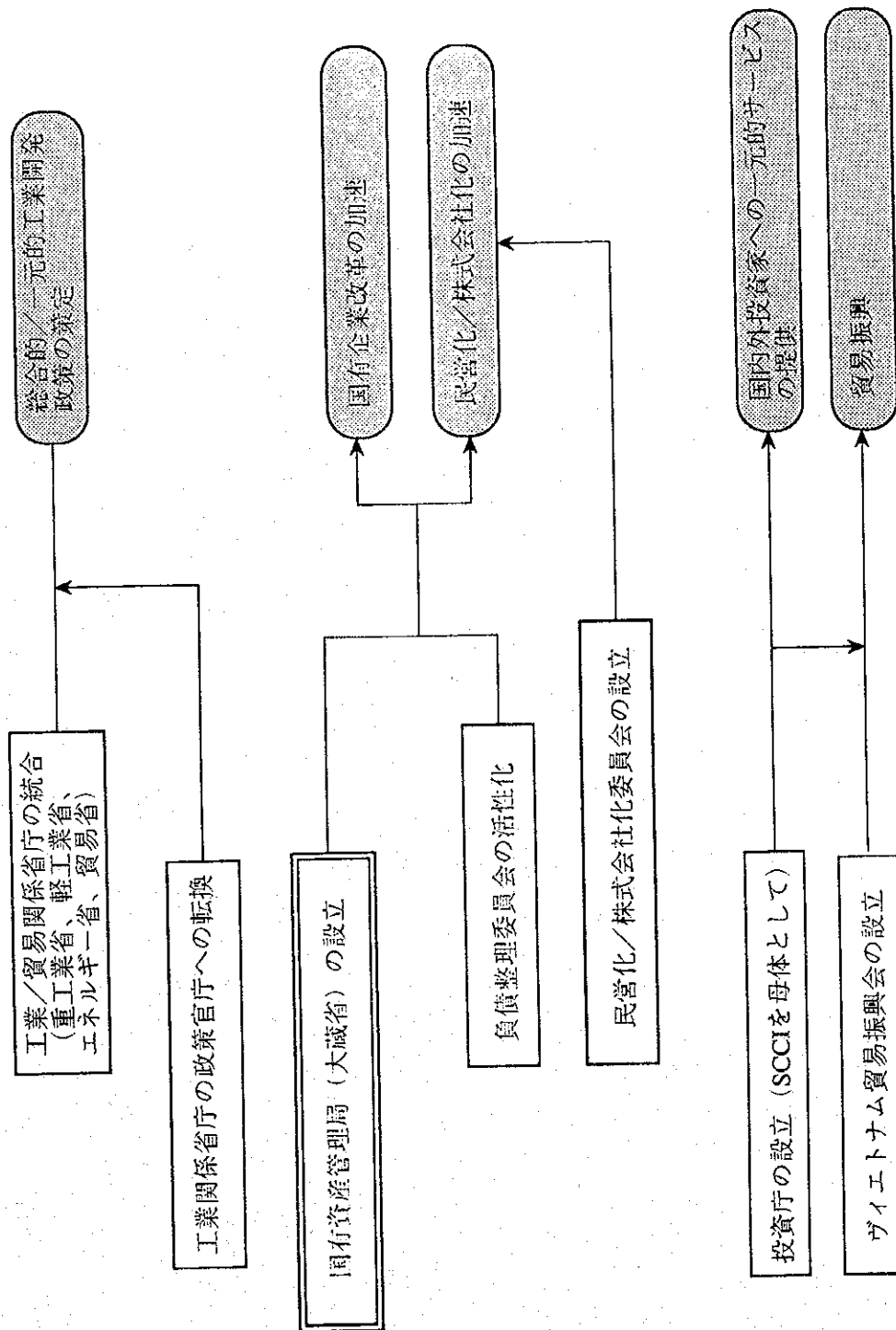
図B.3 国営企業の民営化/株式化の方法



図B.04 提言事項の相関関係図(金融改革)



図B.5 提言事項の相関関係図(税制改革)



注. □ : 設立済

図B.6 行政改革の流れ